

資料1-1-1 ブロードバンド利用人口の推計方法

ブロードバンド利用人口は、インターネット利用人口（資料1-2-1参照）に、総務省通信利用動向調査のパソコンからのインターネット利用者のブロードバンド利用率を乗じて推計。

資料1-1-2 ブロードバンド契約数及び人口普及率の国際比較

国名・地域名	契約数（万契約）	人口普及率（％）	国名・地域名	契約数（万契約）	人口普及率（％）
米国	1,988.2	6.9	イギリス	137.0	2.3
韓国	1,012.8	21.3	オランダ	117.0	7.2
日本	939.7	7.4	香港	100.9	14.9
カナダ	351.5	11.2	ベルギー	87.0	8.4
ドイツ	324.0	3.9	スウェーデン	70.0	7.8
台湾	210.0	9.4	デンマーク	46.2	8.6
フランス	145.6	2.4	アイスランド	2.4	8.4

ITU「Birth of Broadband」を基に総務省作成

資料1-1-3 情報通信機器の概要

項目	概要
液晶テレビ	10インチ以上の液晶ディスプレイを搭載した液晶テレビ。ポータブルDVDプレーヤーや携帯型液晶テレビ、車載型テレビは除外
中小型カラー液晶パネル	10.4インチ未満の中小型カラー液晶パネル。TFT（薄膜トランジスタ）型、TFD（薄膜ダイオード）型を含み、高温ポリシリコンTFT型、および有機ELは含まない。主な用途は携帯電話、ゲーム機等
大型液晶パネル	10.4インチ以上の大型TFT液晶パネル。主な用途はノートパソコン、デスクトップパソコン用ディスプレイ、液晶テレビ等
プラズマディスプレイテレビ	プラズマディスプレイパネル（PDP）を用いた民生用テレビ
カラーテレビ	ブラウン管（CRT）を用いたカラーテレビ。ワイドテレビ、ハイビジョン（HDTV）対応テレビ、VTR一体型テレビも含む
パソコン向けDVDドライブ	パソコンの付属品としての各種DVDドライブ
DVDプレーヤー・レコーダー	映画等のDVDソフトを再生するDVDプレーヤー（VTR一体型も含む）と、録画が可能なDVDレコーダー
ビデオテープレコーダー	据え置き型の再生専用機及び録画再生機のうちで民生用のもの。テレビ一体型VTRは含まない
デジタルスチルカメラ	デジタルカメラ
普通紙複写機	アナログ機、デジタル機、フルカラーデジタル機
カーナビゲーションシステム	GPSを利用した自動車用ナビゲーションシステム
CDMA方式携帯電話機	cdmaOne、CDMA2000、CDMA 1X、W-CDMAの各方式による携帯電話機
上記以外の携帯電話機	上記以外の方式の携帯電話機
ノートパソコン	A4サイズ、B5サイズ、及び15インチ以上のLCDを搭載したノート型パソコン
デスクトップパソコン	完成品が対象

（出典）「ネットワークの現状と課題に関する調査」

資料1-1-4 情報通信技術の概要

大項目	小項目	概要
入力技術	センサー、センサーノード	地点の環境や状況をリアルタイムに計測・監視できる機器や部品（センサー）、及びネットワークに接続されたセンサー（センサーノード）に関する技術
	電子タグ・ICカード	電子タグやICチップを内蔵したカードに関する技術
出力技術	ディスプレイ	プラズマディスプレイパネル（PDP：Plasma Display Panel）、有機EL（Electroluminescence）、液晶LCD：Liquid Crystal Display）等の画像ディスプレイに関する技術
	次世代ディスプレイ	電子ペーパー（紙のようなディスプレイ）、3次元立体ディスプレイ（立体表示ができるディスプレイ）、ウェアラブル・ディスプレイ（身体に装着可能で、手に持ったり床に置いたりしなくても常に使えるディスプレイ）等に関する技術
	制御ノード	各種機器等を遠隔制御・操作するためにネットワークに接続された機器や部品に関する技術
ネットワーク技術	光ネットワーク	光スイッチ、光交換機、光中継器・増幅器等に関する技術
	モバイルネットワーク	第3世代移動通信システム（例：FOMA、CDMA 1X、VGS等のシステム）及び第4世代移動通信システムに関する技術
	無線通信	無線LAN、Bluetooth、ウルトラ・ワイド・バンド（UWB）等の技術
	家庭内ネットワーク	情報家電やパソコン、携帯電話等で相互に通信を行う技術や、電灯線で通信を行う技術等
	ITS	Intelligent Transport Systems。有料道路の自動料金収受システムや渋滞状況と連動したカーナビゲーション、自動車への情報提供システム等に関する技術
	インターネット	IPv6、モバイルIP、SIP（Session Initiation Protocol）、IPsec、コンテンツ配信技術等

大項目	小項目	概要
ミドルウェア技術	セキュリティ	秘話・暗号技術、限定アクセス技術等
	P2Pネットワーク	P2Pを用いたネットワーク技術
	著作権管理	コンテンツの著作権を適切に管理し、不正な複製や改変の防止、利用に応じた対価の確保（課金等）を行うための技術
	認証	利用者、通信の相手、コンテンツ・データ・文書等の真正性を確認するための技術
	バイオメトリクス	生体認証。個人の認証を行う際に、本人に固有で、かつ本人以外が提示することは難しい情報として、人相、指紋等生体的な特徴を用いる技術
	エージェント	手動で行うと複雑な処理、手間のかかる処理、自分で直接行うには面倒な処理等を任せることのできる、自分の「代理人」的な存在 = エージェントに関する技術
コンテンツ・アプリケーション開発技術	コンテンツ記述言語	XMLやXML準拠の応用分野別記述言語等、コンテンツを構造的・体系的に記述するための技術
	圧縮・符号化	コンテンツを圧縮・伸長する技術
	電子透かし	コンテンツの複製や利用に制限やコントロールを加える場合に、コンテンツに電子的な透かし（たとえば著作権情報、使用条件・制限等）を入れ、改変等を検知したり抑制する技術
	アプリケーション	データベース、Java、ウェブサービス等、アプリケーション開発のための技術
端末技術	モバイル端末	携帯電話、携帯情報端末等のネットワーク端末に関する技術
	情報家電	ネットワークに接続される家電機器に関する技術
	産業用ロボット	産業分野におけるロボット技術
	生活支援型ロボット	家庭における利用が想定されるロボットに関する技術
	高速・大容量メモリー	半導体メモリの記憶容量の大容量化、及び書き込み・読み出しの高速化を実現するための技術
	高効率・低消費電力CPU	CPU（中央演算処理装置）の消費電力を抑制しつつ、処理能力を向上させる技術
	モバイル・リアルタイムOS	携帯端末や即時処理が必要な機器、システムを稼働させるためのオペレーティングシステム
	バッテリー	携帯端末等に用いる二次電池（充電可能な電池）の長寿命化、高出力化等に関する技術

（出典）「ネットワークの現状と課題に関する調査」

資料1-2-1 インターネット利用人口の推計方法

平成15年末の我が国のインターネット利用人口については、総務省「通信利用動向調査」での郵送アンケート調査（調査概要P.325参照）において、6歳以上を対象に、自宅の内外を問わず、パソコン 携帯電話・PHS・携帯情報端末 家庭用ゲーム機・インターネット接続機器を設置したテレビ受信機のいずれかからインターネット（ウェブ閲覧又は電子メールのどちらかのみの場合も含む。）を利用している者の世代別・性別の利用率を集計し、我が国の世代別・性別人口構成比に合うように補正した。この利用率に平成15年末時点の全国の6歳以上の世代別・性別人口（計1億2,030万人）を乗じ、インターネット利用人口7,730万人を算出した。

資料1-2-2 インターネット利用時間の計算方法

「ユビキタスネットワーク社会の国民生活に関する調査」（ウェブ調査）から、各生活場面における平日の生活時間、そのうちのインターネットの平均利用時間（分）を把握し、各生活場面において、インターネットを利用している人のインターネット利用平均時間と生活時間における割合を算出した。

		家で、身の回りの準備をしているとき	移動中（通勤・通学中等）	学校又は勤務先にいるとき	家で、家事をしているとき	家で、休養しているとき	レジャー等をしているとき	睡眠中	その他
生活者全体	生活時間（時間）	2.0	1.2	6.1	2.1	3.7	1.2	6.7	1.1
	うちインターネット利用時間（分） （生活時間に占める割合）	21.3 (18.2%)	9.4 (13.2%)	77.4 (21.1%)	22.0 (17.6%)	77.6 (35.0%)	13.5 (19.3%)	-	-
勤労者	生活時間（時間）	1.7	1.4	8.6	1.1	3.1	1.0	6.5	0.8
	うちインターネット利用時間（分） （生活時間に占める割合）	19.6 (19.7%)	10.1 (12.0%)	91.9 (17.8%)	12.2 (18.9%)	68.0 (36.6%)	11.7 (20.5%)	-	-
家庭生活者	生活時間（時間）	2.4	0.8	2.4	4.2	4.3	1.4	7.0	1.5
	うちインターネット利用時間（分） （生活時間に占める割合）	22.8 (15.7%)	6.3 (13.6%)	41.0 (28.1%)	33.8 (13.3%)	87.3 (33.9%)	13.1 (16.0%)	-	-
高齢者	生活時間（時間）	2.2	0.8	2.7	3.0	4.6	1.7	7.4	1.6
	うちインターネット利用時間（分） （生活時間に占める割合）	25.4 (19.3%)	7.3 (14.6%)	63.6 (39.1%)	30.9 (17.1%)	72.1 (26.4%)	24.8 (24.4%)	-	-
若者	生活時間（時間）	1.9	1.5	6.8	0.7	4.1	1.2	6.8	1.1
	うちインターネット利用時間（分） （生活時間に占める割合）	23.8 (21.2%)	11.9 (13.2%)	43.1 (10.6%)	11.9 (29.7%)	87.8 (36.0%)	14.8 (20.3%)	-	-

生活場面は、「家で、身の回りの準備をしているとき」、「移動中（通勤・通学中等）」、「学校又は勤務先にいるとき」、「家で、家事をしているとき」、「家で、休養しているとき」、「レジャー等をしているとき」、「睡眠中」、「その他」とした

資料1-2-3 コピキタスネットワークサービスの利用意向¹（複数回答）²（単位：％）

コピキタスネットワークサービス	全体	勤労者	家庭生活者	高齢者	若者
a 大切な人やモノ（家族、親、家、自動車等）に危険が迫ったときに離れた場所にいる自分に通知してくれる	87.2 (40.5)	88.0 (39.8)	90.2 (44.7)	78.2 (35.9)	82.7 (35.0)
b 医師が医療内容をリアルタイムに電子カルテに記録する等により、診療時間や病院での待ち時間が短縮される	83.7 (36.1)	84.6 (34.7)	87.6 (41.2)	82.2 (39.5)	73.3 (28.4)
c 急に病気になった場合でも、近くの病院で遠くの専門医に診てもらえる	83.0 (33.7)	83.8 (33.6)	85.5 (36.1)	81.2 (41.0)	74.7 (25.7)
d 外出時には自宅を常時自動監視し、異常があれば知らせてくれたり、必要に応じて警備会社に自動通報してくれる	81.0 (28.3)	82.3 (28.7)	83.3 (30.8)	74.6 (24.1)	75.1 (23.9)
e 安価なシール等を貼っておくことにより、自分の持ち物（財布や傘等）を紛失した場合にすぐにどこにあるか調べることができる	80.5 (31.7)	80.5 (30.7)	81.1 (32.0)	71.6 (24.4)	83.4 (35.7)
f 映画館やコンサート会場の入口や、料金所や駅の改札、駐車場のゲート等において、ICカードや携帯電話等をかざすだけで、手間をかけずに通過できる	79.2 (31.9)	80.2 (31.7)	79.6 (30.3)	61.7 (16.3)	81.7 (41.5)
g 住民票・印鑑証明の発行等の行政サービス、確定申告、選挙の投票等がインターネットでいつでも安全にできる	78.6 (36.7)	82.1 (39.2)	79.6 (36.5)	72.9 (35.1)	67.3 (28.1)
h 乳幼児、独居老人、ペット等が目の届かない場所（保育所、留守中の自宅等）にいる場合でも、様子や居場所を確認したいと思うときに確認できる	75.5 (26.5)	76.5 (25.3)	81.3 (33.6)	67.6 (23.1)	63.8 (17.6)
i 観光情報等の検索機能や自動翻訳機能、道案内、テレビ電話によるサポート付きの携帯電話等を利用して、安心して気軽に海外旅行が楽しめる	74.0 (23.3)	75.5 (22.9)	74.4 (23.9)	60.3 (20.5)	73.8 (24.9)
j 薬を携帯電話等に近付けるだけで種類が分かりやすく表示されたり、複数の薬の飲み合わせに注意が促されるなど、薬の誤飲や副作用を防止できる	73.4 (24.5)	73.2 (23.2)	76.7 (27.1)	64.1 (23.7)	71.3 (23.4)
k 自動車に高機能カーナビや自動制御による運転サポート機能が組み込まれ、より安全・快適に運転できる	73.1 (25.6)	76.0 (27.5)	74.4 (25.3)	61.2 (20.6)	66.8 (23.3)
l 商品についているチップやバーコードを携帯電話等に読み取らせることにより、商品の安全性などに関する情報を入手し、安心して買い物ができる	73.0 (19.7)	73.4 (19.5)	75.8 (20.5)	60.3 (18.1)	71.4 (19.6)
m 携帯電話等の簡単な操作により、外出先からでも家庭内の様々な電気製品のスイッチ（エアコン、湯沸し、炊飯器等）を遠隔操作できる	70.9 (25.0)	71.0 (23.8)	73.0 (27.6)	58.1 (16.2)	71.3 (26.7)
n 外出時にスロープやエレベーターなどの安全な通路が案内されたり、緊急時には自動的に近くの施設に連絡があるなど、高齢者や要介護者でも安心して外出できる	70.0 (17.2)	69.7 (16.5)	73.7 (19.2)	69.2 (19.0)	62.5 (15.3)
o 共用パソコンや借りたパソコンを利用する際に、ICカードを利用することにより、自分のパソコンと同じ設定で利用できる	68.5 (25.3)	71.3 (26.8)	65.4 (22.6)	46.8 (13.2)	73.7 (29.4)
p あらかじめ登録しておく、移動（歩く、車で走る等）中に、自分の近くにあるお店の広告や割引券等の情報を携帯電話等で入手できる	67.6 (19.7)	66.0 (18.0)	72.4 (21.6)	44.9 (9.9)	72.5 (25.2)
q 家電機器等を日常生活で利用することで、自動的に健康データが測定され、遠隔地にいる専門家が診断、必要に応じて健康相談を受けられる	66.0 (16.3)	66.8 (16.3)	65.9 (16.2)	68.3 (24.0)	63.2 (13.3)
r 外出時でも携帯電話等でテレビ放送を見ることができる	59.0 (21.5)	60.8 (21.9)	54.0 (18.3)	40.1 (10.8)	69.4 (30.9)

1 各サービスについて、「是非利用したい・まあ利用したい」と回答した割合。（ ）内は、そのうち「是非利用したい」と回答した割合

2 ここでは、勤労者は20歳以上の有職者、家庭生活者は20～59歳の専業主婦、パート・アルバイト、無職の人、高齢者は60歳以上の人、若者は15～19歳の人及び20歳以上の学生の人

資料1-3-1 電子商取引（B2C）市場規模の推計方法

電子商取引（B2C）市場をパソコンからの取引と携帯電話からの取引に分け、それぞれについて、平成15年の男女・年齢階層別人口（平成12年国勢調査結果と厚生労働省「簡易生命表」から推計）に、総務省「平成15年通信利用動向調査」の個人の電子商取引率と1人当たり平均年間電子商取引額を乗じて端末ごとの男女・年齢階層別の購入金額を求め、それらを合算した。

なお、政府のIT戦略本部では、e-Japan戦略の進捗状況を把握するため、本調査とは異なる方法により推計を行った「EC実態・市場規模調査」（経済産業省、電子商取引推進協議会、NTTデータ経営研究所）に基づく電子商取引（B2C）市場規模を別途公表している。

資料1-3-2 インターネットコンテンツ市場の推計方法とその推移

パソコン利用による市場規模について、「ネットワークの現状と課題に関する調査」のうち、「ブロードバンドインフラとサービスに関するアンケート（ウェブ調査）」（調査概要P.325参照）により、映画、放送番組等のコンテンツごとに、パソコンからのインターネット利用者1人当たり平均利用金額及び利用率を把握した。これに、総務省「平成15年通信利用動向調査」による、パソコンからのインターネット利用者数を乗じたものを総計して、平成15年のパソコン向けインターネットコンテンツ市場規模を推計した。

$$\text{パソコン向けインターネット上の有料コンテンツの市場規模（平成15年）} = \frac{\text{平均利用額} \times \text{有料コンテンツ利用率} \times \text{パソコンによるインターネット利用者数}}{\text{「ネットワークの現状と課題に関する調査」（ウェブ調査）} \quad \text{総務省「平成15年通信利用動向調査」}}$$

携帯電話利用による市場規模について、「ネットワークの現状と課題に関する調査」のうち、「ユビキタスネットワーク社会に関するアンケート（ウェブ調査）」（調査概要P.325参照）により、映画、放送番組等のコンテンツごとに、携帯電話利用者1人当たり平均利用金額及び利用率を把握した。これに、平成15年末の（社）電気通信事業者協会資料による携帯電話契約数を乗じたものを総計して、平成15年の携帯電話向けインターネットコンテンツ市場規模を推計した。

$$\text{携帯電話向けインターネット上の有料コンテンツの市場規模（平成15年）} = \frac{\text{平均利用額} \times \text{有料コンテンツ利用率} \times \text{携帯電話契約数}}{\text{「ネットワークの現状と課題に関する調査」（ウェブ調査）} \quad \text{（社）電気通信事業者協会資料}}$$

インターネットコンテンツ市場の推移

(億円)

	平成13年	14年	15年
パソコン（個人）市場向け	271	438	767
携帯電話市場向け	542	828	1,133

(出典)「ネットワークの現状と課題に関する調査」

資料1-3-3 平成14、15年度における主な通信事業者・電気機器メーカーの決算状況

連結通期決算状況		平成14年度	平成15年度(対前年度比)	備考
通信業3グループ ¹	売上高	15兆5,053億円	15兆5,973億円 (0.6%)	増収・増益
	最終損益	3,703億円	6,609億円 (78.5%)	
電気機器メーカー9社 ²	売上高	45兆8,604億円	46兆9,368億円 (2.3%)	増収・黒字転換
	最終損益	-452億円	3,850億円 (-) ³	

¹ 通信業3グループ...NTT、KDDI、ボーダフォンホールディングス（日本テレコムは平成15年度から連結対象外）

² 電気機器メーカー9社...連結売上高2兆円以上の電気機器製造業企業（日立製作所・松下電器産業・ソニー・東芝・日本電気・富士通・三菱電機・三洋電機・シャープ）

³ 通信業3グループは平成13年度最終損益合計が赤字であるため、平成14年度の最終損益対前年同期比は算出できない。また、電気機器メーカー9社は平成14年度最終損益合計が赤字であるため、平成14、15年度最終損益対前年同期比は算出できない

各社公表資料により作成

資料1-3-4 高度情報通信ネットワーク関連サービス・機器に対する消費額の内容

総務省「家計消費状況調査（総世帯・全世帯）」より、四半期ごとの下記の消費額を合計した。対前年増加率に関しては年ベースの消費額を比較した。

携帯電話関連消費	携帯電話使用料、携帯電話機
インターネット関連消費	インターネット接続料（プロバイダ料）、インターネット接続料（プロバイダ料と通信料）、ケーブルテレビ受信料（受信料とインターネット接続料）
パソコン関連消費	パソコン、パソコン用周辺機器・ソフト、携帯情報端末（PDA）
ネットワーク・デジタル機器関連消費	インターネット接続機能付固定電話機、デジタル放送チューナー内蔵テレビ、デジタル放送用チューナー・アンテナ、インターネット接続機能付テレビゲーム機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、インターネット接続機能付カー・ナビゲーション

資料1-3-5 ユビキタスネットワーク関連市場規模及び全産業への経済波及効果の推計方法

ユビキタスネットワーク関連市場規模

1-3-3（2）図表の「ユビキタスネットワーク関連市場の内容」で想定した各市場内で取引される財・サービスの合計名目国内需要額に関して、情報通信技術の発展動向、情報通信機器の普及動向、需要構造の変化、既存の財・サービスとの代替、社会・経済の動向を踏まえながら、各財・サービスの需要に及ぼす主な要因（潜在主体数、普及率、平均需要額など）を抽出し、その要因を説明変数とする需要式について説明変数の値をトレンドあるいは各種資料から予測して、需要額を計算した。アプライアンス市場の既存財については、生産額、輸出・輸入額の時系列データに基づく回帰式から推計している。なお、平成15年（2003年）から22年（2010年）の8年間におけるユビキタスネットワーク関連市場規模の累計は449.1兆円である。また、平成22年のユビキタスネットワーク関連市場（87.6兆円）に対する雇用誘発数を平成14年雇用係数（雇用者数÷生産額）により推計すると279万人となる。

経済波及効果（生産誘発額）

平成7年、12年、13年、14年情報通信産業連関表を用いてRAS法により予測平成22年（2010年）情報通信産業連関表を作成し、ユビキタスネットワーク関連市場規模のうち最終需要相当分（平成22年において76.5兆円）について、その予測情報通信産業連関表を用いて生産誘発額を推計した。なお、平成15年（2003年）から22年（2010年）の8年間における経済波及効果を同様に試算して累計すると611.1兆円である。また、平成22年のユビキタスネットワーク関連市場の最終需要相当分による全産業における生産誘発額（120.5兆円）に対する雇用誘発数を平成14年雇用係数（雇用者数÷生産額）により推計すると636万人となる。

資料1-4-1 個人における情報セキュリティ被害額の推計方法

「ユビキタスネットワーク社会の国民生活に関する調査」（ウェブ調査）から、平成15年1年間（平成15年1～12月）に遭遇したトラブル、その復旧に要した費用を把握し、平均被害額、実被害率、被害遭遇率を算出した。これに、総務省「平成15年通信利用動向調査」による、パソコンからのインターネット利用者数を乗じて被害額を推計した。実被害率は、被害を受けた利用者のうち、パソコンの修復費用等、実際に金銭を支出した割合である。

個人における情報セキュリティ被害額＝

平均被害額 × 実被害率 × 被害遭遇率 × パソコンによるインターネット利用者数

～ 「ユビキタスネットワーク社会の国民生活に関する調査」（ウェブ調査）

総務省「平成15年通信利用動向調査」

なお、平成14年の情報セキュリティ被害額は、情報セキュリティ被害をウイルス及び不正アクセスの2つに分類し、平均被害額、実被害率、被害遭遇率（事故率）について、それぞれ別個に把握（「コンテンツ・セキュリティに関する調査（平成15年3月）」）し、推計を行っている

資料1-4-2 上場企業における情報セキュリティ侵害事案に係る復旧処理費用の推計方法

総務省「情報セキュリティに関する実態調査」において平成15年1年間（平成15年1～12月）に情報セキュリティ侵害事案が発生したと回答した上場企業230社の復旧処理費用を推計し（約2億5,300万円）、その金額を基に、情報セキュリティ侵害事案を考慮し、上場企業全社（東京証券取引所一部・二部上場企業2,087社、平成15年11月4日現在）の復旧処理費用を推計した。

- 1 復旧処理費用には、復旧処理に要した社員の稼働分の人件費、システム・データ普及に関わる外注費、原因の特定や被害範囲の把握に関わる外注費、不正進入経路の遮断や情報資産の退避等の応急処置に関わる外注費、代替ハードウェア・ソフトウェアの購入費、訴訟（準備）費用が含まれる
- 2 上記の復旧処理に要した社員の稼働分の人件費については、「情報セキュリティに関する実態調査」のアンケート調査により得られた、復旧処理に要した社員の稼働日人を業種ごとの人件費単価と掛け合わせることで算定している。なお、業種ごとの人件費単価については、国税庁「民間給与実態調査」（平成14年度）における年間平均給与を稼働日（245日）で除した値を用いている

資料1-4-3 電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン

第1（ガイドラインの目的）

本ガイドラインは、電子タグの有用性を活用しつつ、消費者の利益を確保し、電子タグが円滑に社会に受け入れられるようにするため、電子タグに関する消費者のプライバシー保護について業種間に共通する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

第2（ガイドラインの対象範囲）

本ガイドラインは、消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合に、当該電子タグ及び当該電子タグが装着された物品を取り扱う事業者が対応することが望ましい規則について定めるものである。

第3（電子タグが装着されていることの表示等）

消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合には、事業者は、消費者に対して、当該物品に電子タグが装着されている事実、装着箇所、その性質及び当該電子タグに記録されている情報（以下「電子タグ情報」という。）についてあらかじめ説明し、若しくは揭示し、又は電子タグ情報の内容を消費者が認識できるよう、当該物品又はその包装上に表示を行う必要がある。当該説明又は揭示は、店舗において行うなど消費者が認識できるように努める必要がある。

第4（電子タグの読み取りに関する消費者の最終的な選択権の留保）

事業者は、消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合において、消費者が、当該電子タグの性質を理解した上で、当該電子タグの読み取りをできないようにすることを望むときは、消費者の選択により当該電子タグの読み取りができないようにすることを可能にするため、その方法についてあらかじめ説明し、若しくは揭示し、又は当該物品若しくはその包装の上に当該方法について表示を行う必要がある。

【電子タグの読み取りができないようにする方法の例】

- 1 アルミ箔で覆って遮断できる場合はアルミ箔で覆うなど電子タグと読取機との通信を遮断する。
- 2 電子タグ内の固有番号を含む全部若しくは消費者が選択する一部の情報を電磁的に消去し、又は当該情報を読み取ることを不可能にする。
- 3 電子タグ自体を取り外す。

第5（電子タグの社会的利益等に関する情報提供）

事業者は、第4に基づき消費者が電子タグの読み取りをできないようにした場合であって、物品のリサイクルに必要な情報が失われることにより環境保全上の問題が生じ、又は自動車の修理履歴の情報が失われることにより安全への影響が生じる等、消費者利益又は社会的利益が損なわれる場合には、これらの利益が損なわれることについて表示その他の方法により消費者に対して情報を提供するよう努める必要がある。

第6（電子計算機に保存された個人情報データベース等と電子タグの情報を連係して用いる場合における取扱い）

事業者が、電子タグに記録された情報のみでは特定の個人を識別できない場合においても、電子計算機に保存された個人情報データベース等と電子タグに記録された情報を容易に連係して用いることができることであって、特定の個人を識別できるときにあっては、当該電子タグに記録された情報は個人情報保護法上の個人情報としての取扱いを受けることとなる。

個人情報保護法上個人情報取扱事業者に係る義務（例示）

- (1) 個人情報の利用目的関係
 - ・利用目的をできる限り特定
 - ・利用目的以外の利用は本人の同意が必要
- (2) 個人情報の取得関係
 - ・個人情報の不正な取得の禁止
 - ・個人情報を取得した場合は、速やかに利用目的を本人に通知または公表
- (3) 個人データの管理関係
 - ・個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める
 - ・個人データの漏えい、滅失、き損等の防止のため安全管理措置が必要
 - ・個人データを第三者へ提供する場合、本人の同意が必要

第7（電子タグ内に個人情報を記録する場合における情報収集及び利用の制限）

電子タグ内に個人情報を記録して取り扱う事業者は、当該事業者が取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報を収集又は利用する場合は、当該電子タグ内に記録された個人情報に関して、利用目的を本人に通知し、又は公表するように努める必要がある。また、当該情報を利用目的以外に利用する場合には、消費者本人の同意を得よう努める必要がある。

第8（電子タグ内に個人情報を記録する場合における情報の正確性の確保）

電子タグ内に個人情報を記録して取り扱う事業者は、当該事業者が取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報を記録する場合は、当該電子タグ内に記録された個人情報に関して、次の事項を満たすよう努める必要がある。

- 1 電子タグ内に記録された個人情報を使用する目的と内容に照らし合わせて、正確かつ最新の内容に保つこと。
- 2 消費者の求めに応じて、当該消費者に係る電子タグ内に記録された情報及び電子タグの識別情報からひも付けされる当該消費者の個人情報を開示し、また当該消費者の求めに応じてこれらの情報の間違いを訂正すること。
- 3 電子タグ内に記録された情報の滅失、き損、改ざん及び漏えいを防止すること。

第9（情報管理者の設置）

事業者は、電子タグに関するプライバシー保護に係る情報の適正な管理及び苦情の適切かつ迅速な処理を確保するため、これらに責任を有する情報管理者を設置し、連絡先を公表する必要がある。

第10（消費者に対する説明及び情報提供）

事業者、事業者団体及び政府機関等の関係機関は、電子タグの利用目的、性質、そのメリット・デメリット等に関して、消費者が正しい知識を持ち、自ら電子タグの取扱いについて意思決定ができるよう、情報提供を行う等、消費者の電子タグに対する理解を助けるよう努める必要がある。

資料1-4-4 都道府県情報化指数

都道府県名	携帯電話・PHS契約数人口比 ¹	インターネット人口普及率 ²	ブロードバンド契約数世帯比(DSL,CATV) ³	携帯インターネット人口普及率 ⁴	BS放送(NHKBS)契約数世帯比 ⁵	CATV契約数世帯比 ⁶	情報通信業の有業者の割合 ⁷	ソフト系IT産業の事業所数 ⁸
北海道	62.0%	37.2%	17.6%	27.6%	18.8%	12.6%	1.9%	1,296
青森県	50.1%	36.7%	16.9%	28.1%	27.8%	11.2%	0.8%	215
岩手県	49.8%	39.1%	17.6%	28.2%	36.8%	13.5%	1.0%	236
宮城県	74.3%	51.9%	24.9%	39.3%	32.3%	15.9%	2.1%	615
秋田県	49.9%	32.1%	20.0%	21.8%	40.9%	7.6%	0.8%	198
山形県	52.0%	44.6%	24.3%	35.6%	37.1%	13.4%	1.1%	229
福島県	52.0%	37.1%	17.4%	30.5%	29.6%	0.8%	1.0%	316
茨城県	60.4%	51.8%	24.2%	38.2%	24.5%	11.2%	1.8%	590
栃木県	58.4%	43.4%	25.5%	35.2%	27.1%	12.2%	1.2%	324
群馬県	58.7%	43.2%	24.3%	35.5%	24.4%	7.9%	1.7%	451
埼玉県	62.2%	57.4%	32.5%	43.2%	21.9%	44.3%	3.6%	920
千葉県	62.1%	55.6%	31.6%	42.4%	22.6%	45.0%	4.4%	830
東京都	108.6%	56.6%	38.3%	41.5%	20.1%	46.0%	6.8%	10,871
神奈川県	66.8%	60.5%	37.3%	41.5%	25.5%	45.1%	5.5%	2,157
山梨県	59.3%	41.1%	27.5%	32.1%	26.3%	79.2%	1.6%	180
新潟県	52.3%	33.5%	22.5%	24.3%	34.8%	11.8%	1.3%	530
長野県	57.7%	47.9%	25.9%	38.5%	35.7%	53.1%	1.5%	643
富山県	58.4%	39.8%	33.1%	31.2%	43.2%	47.3%	1.4%	294
石川県	70.1%	38.4%	26.7%	32.3%	30.4%	20.4%	2.0%	403
福井県	58.6%	39.4%	33.5%	27.3%	44.1%	53.5%	1.5%	240
岐阜県	63.0%	44.8%	24.9%	35.8%	31.0%	18.6%	1.2%	378
静岡県	61.8%	44.6%	33.9%	34.6%	31.1%	22.8%	1.6%	926
愛知県	82.4%	50.3%	32.8%	35.8%	24.0%	42.8%	2.0%	1,919
三重県	62.1%	40.8%	33.6%	30.3%	23.1%	66.7%	1.2%	270
滋賀県	62.7%	47.4%	24.5%	42.3%	26.7%	12.9%	1.1%	182
京都府	67.1%	44.6%	28.9%	36.6%	21.6%	9.8%	1.8%	499
大阪府	83.7%	52.7%	31.2%	40.4%	17.8%	54.1%	2.7%	3,377
兵庫県	62.4%	46.0%	29.2%	34.1%	20.9%	48.6%	2.0%	889
奈良県	61.0%	62.5%	30.1%	46.1%	22.6%	10.3%	2.3%	116
和歌山県	55.6%	38.6%	20.6%	32.7%	21.5%	19.4%	1.1%	153
鳥取県	57.2%	30.0%	20.6%	24.0%	40.5%	38.5%	1.0%	86
島根県	54.9%	45.5%	17.4%	30.9%	42.6%	26.9%	1.0%	109
岡山県	60.3%	46.7%	24.6%	37.2%	24.8%	26.3%	1.6%	467
広島県	71.0%	43.2%	21.4%	31.3%	27.4%	21.8%	2.0%	754
山口県	56.0%	37.1%	19.6%	27.7%	31.2%	43.3%	0.8%	267
徳島県	58.5%	46.0%	22.0%	36.0%	25.5%	40.5%	1.1%	171
香川県	68.3%	40.0%	24.6%	33.8%	24.2%	24.5%	1.2%	246
愛媛県	57.9%	38.4%	20.6%	28.0%	24.8%	17.2%	1.4%	310
高知県	55.6%	42.5%	14.4%	32.2%	28.2%	17.4%	1.1%	161
福岡県	72.2%	40.4%	23.2%	31.7%	23.4%	35.3%	2.6%	1,478
佐賀県	54.0%	51.9%	18.8%	48.1%	22.2%	41.3%	0.9%	135
長崎県	52.8%	47.5%	17.8%	30.8%	19.1%	26.2%	0.9%	233
熊本県	53.9%	47.0%	15.6%	30.6%	22.3%	12.1%	1.5%	308
大分県	54.0%	56.8%	20.7%	38.6%	25.3%	42.6%	1.1%	183
宮崎県	54.3%	35.4%	17.0%	32.3%	26.9%	27.4%	1.0%	182
鹿児島県	51.7%	39.4%	10.4%	30.3%	20.5%	4.3%	0.7%	227
沖縄県	61.0%	45.6%	18.7%	37.6%	13.2%	17.5%	1.8%	264
全国平均	68.4%	49.0%	27.9%	36.7%	24.4%	33.6%	2.7%	35,828

1 都道府県別携帯電話・PHS契約数(平成15年度末)迄、住民基本台帳(平成15年3月31日現在)に基づく都道府県別人口で除した数値

2 NetRatings社資料(平成16年1月～3月の調査結果)による数値。第1章第2節(P.26)のインターネット利用率とは調査が異なる

全国を対象としたRDDによる電話調査。インターネット利用者を調査回答者数で除した数値

インターネット利用者の定義: 以下の条件を満たす個人(2歳以上)

(1) 家庭パソコンを利用して1か月以内にインターネットにアクセス

(2) インターネットに接続できる携帯電話を所有して、ウェブアクセス、メール(ショートメールを除く)に利用

(3) パソコン、携帯電話以外のデバイスでインターネットアクセスした人

(情報携帯端末、インターネットテレビ、ウェブテレビ、ゲーム機、ウェブターミナル、Lモードなどインターネット接続可能な電話機・ファクシミリ、その他のデバイス)

3 都道府県別DSL契約者数(平成15年度末)とケーブルインターネット契約者数(平成15年度末)の合計値を、住民基本台帳(平成15年3月31日現在)に基づく都道府県別世帯数で除した数値

都道府県名	ソフト系IT産業の事業所開業率 ⁹	ソフト系IT産業の事業所廃業率 ¹⁰	地域公共ネットワーク整備率 ¹¹	教育用PC1台当たりの生徒数(人/台) ¹²	学校のインターネット接続率 ¹³	普通教室のLAN整備率 ¹⁴	PCで指導できる教員の割合 ¹⁵
北海道	14.2%	18.4%	44.6%	9.0	98.5%	32.1%	48.4%
青森県	14.2%	11.3%	45.6%	9.6	98.5%	23.4%	43.6%
岩手県	13.5%	14.3%	33.9%	6.7	99.1%	25.2%	49.6%
宮城県	24.1%	12.7%	55.7%	9.7	99.9%	24.8%	53.8%
秋田県	14.2%	13.2%	65.7%	7.3	100.0%	40.1%	53.7%
山形県	5.1%	10.2%	44.4%	9.4	99.5%	24.6%	47.7%
福島県	10.8%	10.2%	76.9%	8.3	98.4%	44.7%	53.9%
茨城県	18.3%	10.9%	42.9%	8.4	100.0%	41.6%	56.4%
栃木県	15.9%	9.6%	36.0%	9.1	100.0%	36.2%	55.0%
群馬県	11.9%	12.8%	37.1%	8.2	100.0%	37.3%	60.2%
埼玉県	19.6%	12.6%	33.0%	12.5	99.8%	23.0%	53.9%
千葉県	12.4%	14.1%	48.8%	10.4	100.0%	38.1%	54.9%
東京都	13.3%	14.9%	58.7%	11.8	99.7%	5.7%	45.9%
神奈川県	15.0%	10.3%	52.6%	14.5	98.6%	9.5%	53.3%
山梨県	11.4%	5.7%	79.7%	6.2	100.0%	56.1%	51.2%
新潟県	9.0%	10.1%	36.0%	8.8	99.7%	54.1%	65.7%
長野県	6.0%	12.9%	61.2%	8.7	99.6%	46.4%	52.4%
富山県	8.1%	10.1%	94.4%	6.7	100.0%	71.2%	49.5%
石川県	11.1%	8.5%	71.4%	7.4	100.0%	50.7%	51.1%
福井県	7.2%	15.2%	72.2%	9.0	99.7%	27.9%	55.4%
岐阜県	11.5%	13.1%	57.7%	6.6	100.0%	68.5%	70.6%
静岡県	8.1%	9.6%	39.2%	10.3	99.7%	31.1%	48.8%
愛知県	16.2%	10.3%	36.0%	11.8	99.9%	19.4%	52.4%
三重県	10.1%	15.8%	58.6%	8.6	99.9%	32.0%	45.3%
滋賀県	7.5%	12.8%	49.0%	10.8	100.0%	13.2%	53.1%
京都府	17.1%	14.2%	57.8%	9.8	100.0%	11.8%	61.3%
大阪府	13.2%	12.9%	51.1%	12.9	99.0%	8.4%	49.2%
兵庫県	18.5%	13.2%	64.0%	10.3	99.9%	48.8%	49.8%
奈良県	12.1%	12.1%	18.8%	12.1	98.8%	7.5%	45.7%
和歌山県	10.4%	11.7%	45.1%	8.1	100.0%	29.2%	49.3%
鳥取県	8.7%	21.7%	80.0%	6.8	100.0%	34.8%	48.5%
島根県	15.4%	5.8%	68.3%	7.6	99.3%	44.6%	43.8%
岡山県	13.7%	14.1%	97.5%	9.4	99.7%	27.2%	51.1%
広島県	7.6%	16.9%	66.3%	9.9	100.0%	36.5%	57.6%
山口県	12.9%	9.9%	46.3%	8.2	100.0%	40.2%	47.7%
徳島県	12.5%	18.2%	37.3%	7.2	99.5%	44.3%	42.7%
香川県	8.6%	15.7%	57.9%	8.4	100.0%	49.0%	57.9%
愛媛県	9.3%	16.2%	91.4%	8.0	99.8%	27.2%	52.3%
高知県	11.1%	12.3%	63.0%	6.2	99.6%	43.6%	40.6%
福岡県	14.1%	19.0%	50.5%	11.1	99.9%	18.0%	61.2%
佐賀県	11.2%	22.4%	60.0%	10.0	99.4%	46.6%	44.7%
長崎県	17.9%	9.0%	50.0%	7.5	99.7%	51.6%	57.1%
熊本県	8.8%	16.3%	65.9%	9.3	100.0%	30.4%	48.1%
大分県	23.0%	12.6%	98.3%	8.7	98.3%	24.6%	69.7%
宮崎県	8.7%	9.8%	57.8%	8.1	100.0%	27.0%	53.0%
鹿児島県	9.3%	17.7%	44.3%	8.3	99.6%	21.8%	53.9%
沖縄県	17.2%	20.1%	60.4%	9.5	99.8%	44.0%	67.4%
全国平均	13.4%	13.7%	55.4%	9.7	99.5%	29.2%	52.8%

4 NetRatings社資料(平成16年1月～3月の調査結果)による数値

携帯電話からのインターネット利用の定義: インターネットに接続できる携帯電話から、インターネット、メール又はウェブアクセス利用目的での利用(ショートメールは除外)

5 都道府県別NHKBS放送受信契約数(平成15年度末)を、住民基本台帳(平成15年3月31日現在)に基づく都道府県別世帯数で除した数値

6 都道府県別自主放送を行う許可施設の加入世帯数(平成15年度末)を、住民基本台帳(平成15年3月31日現在)に基づく都道府県別世帯数で除した数値

7 総務省「平成14年就業構造基本調査」による数値

8～10 国土交通省「ソフト系IT産業の実態調査(平成15年9月調査)」による数値。ソフト系IT産業の事業者とは、NTTタウンページデータに「ソフトウェア業」、「情報処理サービス」、「インターネット関連サービス」の3業種いずれかに登録している事業者

開業率=(平成15年3月～9月の開業事業所数)÷平成15年3月事業所数×2×100

廃業率=(平成15年3月～9月の廃業事業所数)÷平成15年3月事業所数×2×100

11 総務省「地域公共ネットワーク整備計画の取りまとめ結果(平成15年7月)」により作成

12～15 文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果(平成15年3月末現在)」による数値

資料2-1-1 情報通信産業の定義・範囲

情報通信産業	情報通信業	通信業	郵便	郵便
			固定電気通信	地域電気通信
				長距離電気通信
				その他の電気通信(有線放送電話を含む。)
			移動電気通信	移動電気通信
		電気通信に附帯するサービス	電気通信に附帯するサービス	
		放送業	公共放送	公共放送
			民間放送	民間テレビジョン放送
				民間ラジオ放送
				民間衛星放送
			有線放送	有線テレビジョン放送 有線ラジオ放送
		情報サービス業	ソフトウェア	ソフトウェア(パッケージ(ゲームソフトを除く。))及び受託開発) ゲームソフト
	情報処理・提供サービス		情報処理サービス	
			情報提供サービス	
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給	映画・ビデオ番組制作・配給 放送番組制作	
		新聞	新聞	
		出版	出版	
		ニュース供給	ニュース供給	
	情報通信関連製造業	非鉄金属製造業	通信ケーブル製造	通信ケーブル製造
		情報通信機器製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造	有線通信機械器具製造 無線通信機械器具製造 ラジオ受信機・テレビジョン受信機・ビデオ機器製造 電気音響機械器具製造
			電子計算機・同付属装置製造	電子計算機・同付属装置製造
			電気機械器具製造	その他の電気機械器具製造 磁気テープ・磁気ディスク製造
		一般機械器具製造	事務用・サービス用・民生用機械器具製造	事務用機械器具製造
その他製造業		他に分類されない製造	情報記録物製造	
情報通信関連サービス業(他に分類されないもの)		物品質貸業	通信機械器具賃貸 事務用機械器具賃貸	通信機械器具賃貸 事務用機械器具賃貸 電子計算機・同関連機器賃貸
	広告業	広告業	広告業	
	印刷・製版・製本	印刷・製版・製本	印刷・製版・製本	
	娯楽業	映画・劇場等	映画・劇場等	
情報通信関連建設業	電気通信施設建設	電気通信施設建設	電気通信施設建設	
研究	研究	研究	研究	

情報通信産業の範囲については、「情報の生産・加工・蓄積・流通・供給を行う業並びにこれに必要な素材・機器の提供等を行う関連業」とした

資料2-1-2 産業別名目国内生産額の推移

(単位：十億円)

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
鉄鋼	20,866	20,369	21,448	18,708	17,123	17,834	16,775	17,049
電気機械(情報通信機器を除く。)	34,119	35,170	36,836	33,313	34,184	37,218	32,727	29,656
輸送機械	41,702	42,187	44,676	41,500	40,464	41,870	42,542	45,396
建設(電気通信施設建設を除く。)	87,632	89,236	89,896	84,677	81,432	80,420	77,415	74,111
卸売	66,194	67,889	72,265	69,292	64,324	61,743	60,638	60,402
小売	40,980	42,348	41,555	40,125	39,099	37,731	37,658	36,717
運輸	42,027	40,341	40,267	39,163	37,794	37,949	38,470	37,896
情報通信産業	79,224	85,287	90,848	93,742	93,088	97,131	97,380	92,506
全産業	923,911	944,936	970,542	945,348	927,383	941,271	930,197	914,435

産業別実質国内生産額については、2-1-1参照

資料2-1-3 米国の情報通信産業の部門別実質国内生産額（市場規模）の推移

（単位：百万ドル（95年価格））

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
1. 通信業	282,879	315,467	341,785	372,333	430,733	491,858	534,777	537,971
郵便	54,340	56,314	57,661	59,682	60,706	62,370	59,983	58,083
電気通信	228,539	259,153	284,124	312,652	370,027	429,488	474,794	479,888
2. 放送	69,588	72,410	74,003	80,553	86,117	91,226	96,649	103,414
3. 情報サービス業	150,675	174,331	205,154	250,695	282,687	305,831	312,403	311,082
ソフトウェア業	105,624	122,858	147,599	190,116	212,877	229,808	228,796	225,123
情報サービス （ソフトウェアを除く。）	45,051	51,473	57,555	60,579	69,810	76,023	83,607	85,960
4. 映像・音声・文字情報制作業	147,266	148,292	151,338	162,521	168,604	175,120	167,414	168,986
映画ビデオ制作	39,701	40,475	41,917	44,991	45,562	44,713	44,382	47,533
音声情報制作	12,320	12,933	12,883	11,967	13,469	14,747	14,763	16,267
新聞	37,732	36,593	37,134	39,865	41,068	42,214	36,905	35,833
出版	56,252	57,012	58,125	64,286	66,918	71,792	69,724	67,818
ニュース供給業	1,260	1,279	1,280	1,412	1,587	1,654	1,640	1,535
5. 情報通信関連製造業	207,234	238,962	290,741	331,674	376,361	416,485	376,517	348,005
事務用機械	11,517	12,106	11,411	11,841	11,229	8,522	7,214	5,804
コンピュータ	86,078	111,641	147,883	184,178	216,037	233,086	210,803	208,833
通信機器	60,866	64,790	74,205	78,366	91,347	103,744	96,224	75,350
テレビ・ラジオ	28,733	31,864	39,533	39,378	40,413	52,205	46,136	34,530
音響機器・ビデオ（家庭用）	11,600	9,010	8,442	8,652	9,478	9,962	9,901	10,218
磁気テープ	5,524	5,422	4,848	4,534	3,950	3,706	1,926	2,874
通信ケーブル	2,916	4,129	4,418	4,726	3,908	5,260	4,312	10,396
6. 情報通信関連サービス業	140,672	146,121	151,006	169,511	175,167	182,324	171,056	165,032
電子計算機賃貸	5,310	5,996	7,049	8,396	9,399	10,232	8,701	8,052
広告業	34,620	38,358	41,695	57,678	61,355	67,077	62,136	58,756
印刷・製版・製本等	94,136	94,975	95,128	95,836	96,501	96,965	92,090	89,144
映画館・劇場等	6,606	6,791	7,134	7,601	7,912	8,050	8,129	9,081
7. 情報通信関連建設業	4,423	4,456	4,628	4,513	6,768	6,714	6,334	14,716
電気通信施設建設	4,423	4,456	4,628	4,513	6,768	6,714	6,334	14,716
8. 研究	183,614	193,596	204,218	215,368	228,313	242,529	252,775	258,611
研究	183,614	193,596	204,218	215,368	228,313	242,529	252,775	258,611
情報通信産業合計	1,186,350	1,293,635	1,422,874	1,587,167	1,754,749	1,912,088	1,917,924	1,907,817

我が国の部門別国内生産額については、2-1-1参照

資料2-1-4 産業別名目GDPの推移

（単位：十億円）

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
鉄鋼	6,041	5,907	6,117	4,916	4,719	5,067	4,816	4,653
電気機械（情報通信機器を除く。）	15,516	15,899	16,651	15,479	15,994	17,093	13,584	12,703
輸送機械	10,918	11,513	11,387	12,054	12,027	11,491	11,804	13,574
建設（電気通信施設建設を除く。）	40,470	40,632	40,895	39,235	37,836	37,166	35,603	33,730
卸売	46,647	47,509	51,173	49,495	45,556	43,547	42,812	42,667
小売	29,142	30,080	29,457	27,886	27,544	26,524	26,463	25,815
運輸	26,455	25,405	25,209	24,394	23,901	23,814	23,611	23,459
情報通信産業	37,812	40,878	43,129	45,453	44,886	46,261	45,947	43,777
全産業	496,922	509,984	520,937	514,595	507,224	511,462	505,847	498,102

産業別実質GDPについては、2-1-2参照

資料2-1-5 米国の情報通信産業の部門別実質GDPの推移

(単位：百万ドル(95年価格))

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
1. 通信業	198,282	217,004	222,397	235,694	261,511	295,674	323,309	309,488
郵便	46,693	48,636	49,941	49,447	50,670	52,567	50,404	50,335
電気通信	151,589	168,368	172,456	186,247	210,841	243,107	272,905	259,154
2. 放送	50,745	46,661	45,878	46,273	47,338	49,118	55,213	58,898
3. 情報サービス業	92,299	104,616	118,651	140,547	155,901	167,640	165,716	159,064
ソフトウェア業	64,702	73,727	85,364	106,585	117,401	125,969	121,366	113,638
情報サービス (ソフトウェアを除く。)	27,597	30,889	33,287	33,962	38,500	41,672	44,350	45,427
4. 映像・音声・文字情報制作業	94,272	94,917	95,815	107,574	109,501	112,387	107,282	102,823
映画ビデオ制作	16,258	23,726	24,722	26,846	27,055	26,578	26,502	28,305
音声情報制作業	6,718	4,091	3,935	3,668	3,992	4,428	4,193	4,228
新聞	29,254	27,815	27,695	26,986	26,999	28,212	25,465	25,271
出版	41,270	38,492	38,649	49,168	50,445	52,106	50,101	44,037
ニュース供給業	772	793	813	906	1,010	1,063	1,021	983
5. 情報通信関連製造業	82,761	101,184	137,670	184,894	229,935	313,262	310,557	246,179
事務用機械	6,639	7,111	7,402	9,108	8,101	10,031	7,922	6,222
コンピュータ	32,931	43,329	55,276	75,596	83,006	106,462	91,914	77,966
通信機器	17,128	24,513	40,169	60,126	92,989	131,929	146,449	111,134
テレビ・ラジオ	19,862	19,645	27,284	30,905	36,131	52,617	51,660	36,758
音響機器・ビデオ(家庭用)	2,343	2,315	2,972	4,025	5,036	7,073	8,399	8,466
磁気テープ	2,788	2,801	2,882	3,389	3,357	3,164	2,646	2,719
通信ケーブル	1,069	1,471	1,685	1,744	1,314	1,984	1,568	2,914
6. 情報通信関連サービス業	81,527	80,564	80,776	88,766	90,294	93,717	86,529	80,379
電子計算機賃貸	4,012	4,387	5,088	6,086	6,832	7,351	6,216	6,792
広告業	19,428	21,053	22,611	30,655	32,026	34,597	32,731	31,182
印刷・製版・製本等	55,412	52,364	50,159	48,879	48,178	48,450	44,215	38,863
映画館・劇場等	2,674	2,761	2,918	3,145	3,258	3,319	3,366	3,542
7. 情報通信関連建設業	2,035	2,095	2,135	1,988	2,774	2,661	2,456	6,171
電気通信施設建設	2,035	2,095	2,135	1,988	2,774	2,661	2,456	6,171
8. 研究	116,976	123,338	130,062	137,085	145,406	154,723	160,947	164,036
研究	116,976	123,338	130,062	137,085	145,406	154,723	160,947	164,036
情報通信産業合計	718,898	770,378	833,383	942,821	1,042,659	1,189,182	1,212,008	1,127,038

我が国の部門別実質GDPについては、2-1-2参照

資料2-1-6 情報化投資額の推計方法

名目価格評価の情報化投資額は下式により推計した。

$$\text{投資額} = \text{工場出荷額} + \text{輸入額} - \text{輸出額} - \text{中間需要} - \text{民間消費支出} - \text{政府消費支出} - \text{公的固定資本形成} - \text{在庫純増} + \text{流通マージン(運賃} + \text{商業マージン)}$$

上記で推計した投資額を価格指数により平成7年基準価格に換算した。

なお、推計に使用した統計資料は以下のとおりである。

	推計資料				
	生産額	輸出入額	産出係数	流通マージン率	価格指数
電子計算機・同付 属装置 有線電気通信機器 無線電気通信機器	「産業連関表」 「接続産業連関表」 (総務省) 「工業統計表」 「延長産業連関表」 (経済産業省)	「貿易統計」 (財務省)	「産業連関表」 (総務省) 「延長産業連関表」 (経済産業省)	「商業マージン表」 (総務省) 「国内貨物運賃表」 (総務省)	「国内卸売物価指数」 (日本銀行)
ソフトウェア (コンピュータ用)	「特定サービス産業 実態調査」 (経済産業省)	-	-	-	「企業向けサービス 価格指数」 (日本銀行)

資料2-1-7 米国の情報化投資額の推計方法

我が国における情報化投資の定義に対応する財を米国産業分類より抽出し、以下の米国商務省資料と同労働省資料から推計した。

- ・ Private Fixed Investment in Equipment and Software by Type
- ・ Price Indexes for Private Fixed Investment in Equipment and Software by Type
- ・ Recognition of Business and Government Expenditures for Software as Investment : Methodology and Quantitative Impact , 1959-98
- ・ Service Annual Survey
- ・ Annual Survey of Manufactures
- ・ Producer price indexes

資料2-1-8 日米の情報化投資額の推移

(単位：十億円(平成7年価格))

	昭和55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3
電気通信機器	317	371	620	1,568	806	961	1,130	1,339	1,601	1,591	1,975	2,057
電子計算機本体 ・ 同付属装置	776	914	1,411	1,230	1,435	2,124	2,616	3,264	3,729	4,160	4,538	4,766
ソフトウェア	145	216	275	338	476	877	1,027	1,638	2,265	3,044	3,519	3,577
民間情報化投資計	1,238	1,501	2,306	3,136	2,717	3,961	4,773	6,241	7,595	8,794	10,033	10,400
民間設備投資	41,451	42,577	43,040	42,127	45,710	53,184	56,494	58,704	68,728	79,537	87,585	91,309
情報化投資 対民間設備投資比率	3.0%	3.5%	5.4%	7.4%	5.9%	7.4%	8.4%	10.6%	11.1%	11.1%	11.5%	11.4%
実質GDP	313,140	322,326	331,236	336,575	347,073	364,712	375,503	389,753	416,119	438,136	460,925	476,369
情報化投資 対GDP比率	0.5%	0.6%	0.8%	1.0%	0.8%	1.2%	1.3%	1.7%	1.9%	2.1%	2.3%	2.3%
米国情報化投資 (百万ドル)	35,242	38,446	39,530	42,345	51,039	57,035	61,741	65,741	75,183	83,011	88,231	90,398

	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
電気通信機器	1,930	1,870	2,003	2,955	4,750	4,937	4,687	4,647	6,363	5,594	4,452
電子計算機本体 ・ 同付属装置	3,955	4,479	4,474	5,514	6,260	7,012	6,626	7,667	10,166	10,061	7,313
ソフトウェア	2,834	2,702	2,881	3,695	4,118	3,966	4,972	4,913	6,038	7,424	7,759
民間情報化投資計	8,719	9,052	9,358	12,164	15,128	15,915	16,286	17,227	22,567	23,078	19,524
民間設備投資	84,862	76,081	71,734	73,676	77,123	85,867	84,141	80,774	88,568	89,576	83,187
情報化投資 対民間設備投資比率	10.3%	11.9%	13.0%	16.5%	19.6%	18.5%	19.4%	21.3%	25.5%	25.8%	23.5%
実質GDP	481,000	482,191	487,488	496,912	513,893	523,421	517,515	517,811	532,542	534,852	532,962
情報化投資 対GDP比率	2.0%	2.1%	2.1%	2.7%	3.2%	3.4%	3.4%	3.7%	4.6%	4.8%	4.1%
米国情報化投資 (百万ドル)	104,981	119,820	142,527	178,900	227,723	289,685	395,478	512,177	616,888	612,392	637,519

米国情報化投資は速報値のため昨年とは推計方法に変更がある

資料2-1-9 日米の情報通信資本ストックの推計方法

日米の情報化投資額をもとに恒久棚卸法を用いて、下式により推計した。なお、耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(大蔵省令)」に従う。また、減価償却は定率法で行うものとする。ただし、コンピュータについては、米国での実証研究を基に設定された米国商務省の償却パターンを仮定する。

$$K_t^i = I_t^i + (1 - d_1^i)I_{t-1}^i + (1 - d_2^i)I_{t-2}^i + \dots + (1 - d_s^i)I_{t-s}^i$$

i : 情報資本財 i であることを示す

K_t : t 時点の資本ストック

d_j : 設備年齢 j 年の累積償却率、 $j \in \{1, 2, \dots, s\}$

I_t : t 年の設備投資額

s : 耐用年数

資料2-1-10 日米の情報通信資本ストックの推移

(単位：十億円(平成7年価格))

	昭和55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3
電気通信機器	733	856	1,185	1,444	1,766	2,138	2,555	3,043	3,612	3,986	4,610	5,102
電子計算機本体 ・同付属装置	1,552	1,764	2,379	2,594	2,871	3,665	4,696	5,955	7,095	8,122	9,014	9,694
ソフトウェア	296	398	518	656	876	1,415	1,899	2,808	4,003	5,522	6,916	7,837
民間情報通信 資本ストック計	2,581	3,017	4,082	4,694	5,513	7,218	9,150	11,806	14,710	17,629	20,540	22,633
民間資本ストック	389,755	413,161	435,995	458,876	485,310	539,170	571,350	616,915	654,761	699,496	717,010	781,553
情報通信資本ストック対 民間資本ストック比率	0.7%	0.7%	0.9%	1.0%	1.1%	1.3%	1.6%	1.9%	2.2%	2.5%	2.9%	2.9%
米国情報通信資本 ストック(百万ドル)	79,830	90,619	98,691	106,251	119,374	133,404	146,522	158,276	174,889	193,078	209,035	220,482

	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
電気通信機器	5,293	5,342	5,482	6,531	9,002	10,865	11,896	12,565	14,723	15,329	14,420
電子計算機本体 ・同付属装置	9,210	9,286	9,351	10,533	12,026	13,681	14,161	15,267	18,385	20,366	18,553
ソフトウェア	7,615	7,281	7,170	7,867	8,724	9,187	10,499	11,249	12,766	15,067	16,870
民間情報通信 資本ストック計	22,118	21,909	22,004	24,931	29,752	33,733	36,556	39,081	45,875	50,762	49,843
民間資本ストック	823,782	860,031	893,710	944,387	980,278	1,022,738	1,062,521	1,097,662	1,139,524	1,174,844	1,199,842
情報通信資本ストック対 民間資本ストック比率	2.7%	2.5%	2.5%	2.6%	3.0%	3.3%	3.4%	3.6%	4.0%	4.3%	4.2%
米国情報通信資本 ストック(百万ドル)	241,516	269,952	309,969	370,593	457,224	573,443	749,752	973,618	1,212,833	1,347,276	1,437,240

資料2-1-11 生産要素の経済成長率への寄与度の推計方法

情報通信資本、一般資本(情報通信を除く資本) 労働を生産要素とした一次同次のコブ・ダグラス型生産関数を仮定する。

$$Y = A_0 K_1 L K_2 \quad (\text{式1: コブ・ダグラス型生産関数})$$

ここで、 $\alpha + \beta = 1$ として、両辺について対数をとると下式を得る。

$$\log(Y/L) = a_0 + \alpha \log(K_1/L) + \beta \log(K_2/L) \quad (\text{式2})$$

上記式について系列相関を補正した最尤法等によりパラメータを特定した。結果は下記のとおり。

	定数項	一般資本	労働	情報通信資本	決定係数 R ²	D・W比
全産業	- 3.1256 (- 9.468)	0.2488 (3.008)	0.6524	0.0988 (3.504)	0.9965	1.0946

推計期間：1980年～2002年、()内はt値

なお、使用統計は下記のとおりである。

Y：実質GDP・・・内閣府「国民経済計算年報」

K₁：一般資本(情報通信を除く資本)・・・内閣府「民間企業資本ストック」及び経済産業省「製造工業稼働率指数」から別途推計

K₂：情報通信資本・・・別途推計(推計方法は資料2-1-9参照)

L：労働投入量(人・時間)・・・厚生労働省「労働力基本調査」

資料2-5-1 JPドメインインターネットコンテンツ量のファイルタイプ別の推移

種類別ファイル数の推移

種類別ファイル数 (万ファイル)	平成10年2月	11年2月	12年2月	13年2月	14年2月	14年11月	16年2月
HTML	1,023	2,953	4,255	6,107	6,558	7,438	8,589
画像	827	2,727	5,103	8,704	10,288	18,918	19,339
動画	2	5	8	12	14	61	81
音声	3	11	30	40	36	89	141
文書・データ	25	116	198	348	436	720	899
その他	11	11	32	49	55	195	125
合計	1,890	5,822	9,626	15,260	17,388	27,421	29,173

種類別データ量の推移

種類別データ量 (GB)	平成10年2月	11年2月	12年2月	13年2月	14年2月	14年11月	16年2月
HTML	46	150	256	411	498	564	846
画像	141	409	885	1,364	1,579	2,317	3,461
動画	40	113	206	540	543	3,507	3,962
音声	11	39	119	210	216	1,575	1,642
文書・データ	53	300	709	1,356	2,009	2,174	3,540
その他	15	14	39	98	156	13	158
合計	306	1,025	2,214	3,979	5,001	10,150	13,609

(出典) 総務省情報通信政策研究所「WWWコンテンツ統計調査」

資料2-5-2 情報流通センサス調査の概要

調査目的

情報流通センサス調査は、我が国全体及び各都道府県における各種メディアによる情報流通を共通の尺度で計量し、時系列的に情報流通の実態を総合的かつ定量的に把握するものである。

調査対象メディア

平成14年度調査で対象としたメディアは71メディアであり、これらのメディアは、情報流通における物理的特性により、電気通信系、輸送系、空間系の3つのメディアグループ(系)に分類される。また、一般にメディアは、パーソナルメディアとマスメディアに分類することができる。

メディアグループ	メディア名称	
電気通信系	パーソナルメディア	1 加入電話
		2 携帯・自動車電話
		3 PHS
		4 無線呼出し
		5 加入回線ファクシミリ
		6 テレビ番組配信(地上波テレビ局への配信)
		7 テレビ番組配信(ケーブルテレビ局への配信)
		8 ラジオ番組配信(地上波ラジオ局への配信)
		9 新聞紙面伝送
		10 専用サービス(電話)
		11 専用サービス(ファクシミリ)
		12 専用サービス(データ伝送)
		13 専用サービス(画像映像伝送)
		14 デジタルデータ伝送サービス
		15 ISDN(電話)
		16 ISDN(ファクシミリ)
		17 ISDN(データ伝送)
		18 ISDN(画像映像伝送)
		19 電報
		20 構内電話(構内通信)
		21 LAN
		22 私設無線
		23 有線放送電話
		24 オフトーク通信
		25 MCA無線
		26 AVM
		27 パソコン通信
		28 データベース
		29 インターネット
	マスメディア	30 地上波テレビ放送
		31 ケーブルテレビ放送
		32 BSテレビ放送
		33 CSデジタルテレビ放送
		34 衛星デジタルテレビ放送
		35 衛星データ放送
		36 AMラジオ放送
		37 FMラジオ放送
		38 衛星ラジオ放送
		39 有線ラジオ放送
		40 文字放送
		41 FM文字多重放送
		42 構内放送

メディアグループ	メディア名称		
輸送系	パーソナルメディア	43 封書	
		44 はがき	
		45 電子郵便	
		46 手書き文書	
		47 ワープロ文書	
		48 コンピュータ文書	
		49 パソコン文書	
		50 文書コピー	
		マスメディア	51 新聞
			52 雑誌
	53 書籍		
	54 その他印刷物		
	55 CD-ROM		
	56 ビデオソフト		
	57 オーディオソフト		
	58 DVDソフト		
	59 コンピュータソフト		
	60 パソコンソフト		
	61 図書館		
	空間系	パーソナルメディア	62 レンタルビデオ
			63 レンタルオーディオ
			64 学校教育
			65 社会教育
			66 会議
		マスメディア	67 対話
			68 掲示伝送
			69 講演・演劇・コンサート
			70 スポーツ観戦
			71 映画上映

情報流通量

情報流通センサスでは、5つの情報流通量を計量している。これらの情報流通量の定義は、以下のとおりである。

情報流通量の項目	定義
原発信情報量	各メディアを通じて流通した情報量のうち、当該メディアとしての複製や繰り返しを除いたオリジナルな部分の情報の総量
発信情報量	各メディアの情報発信者が、1年間に送り出した情報の総量。複製を行って発信した場合及び同一の情報を繰り返し発信した場合も含む
選択可能情報量	各メディアの情報受信点において、1年間に情報消費者が選択可能な形で提供された情報の総量
消費可能情報量	各メディアの情報受信点において、1年間に情報消費者が選択可能な形で提供されたもののうち、メディアとして消費が可能な情報の総量
消費情報量	各メディアを通じて、1年間に情報の消費者が実際に受け取り、消費した情報の総量

消費可能情報量の「消費可能」とは、個別メディアごとの情報の消費可能を意味している。多くのメディアにおいて、選択可能情報量と消費可能情報量は、原則同じ情報流通量をとるが、いわゆる「放送系メディア」においては、2つの情報流通量は異なる値となる。(例:テレビ放送)

情報流通量	テレビ放送における考え方
選択可能情報量	テレビ受像機台数 × 平均受信可能チャンネル数 × 1チャンネル当たり平均放送時間 × 換算比値
消費可能情報量	テレビ受像機台数 × 各チャンネルのうちの最大放送時間 × 換算比値

計量概念

代表的なメディアにおける情報流通量の計量概念は、以下のとおりである。

	電気通信系	輸送系	空間系
原発信情報量	電話で発信者が話した情報量、新たに放送された放送番組の情報量	郵便・書籍の原稿の情報量、CD・ビデオソフトの原盤の情報量	対話で話し手が話した情報量、初公開された映画・演劇等の作品の情報量
発信情報量	電話、郵便等のパーソナルメディアでは原発信情報量に等しい		
	各放送事業者から送信された全番組の情報量	印刷・プレスされて出回った書籍・CD・ビデオソフトの全情報量	対話で話し手が話した情報量、各地の映画館・劇場で1年間に上映・上演された映画・演劇の情報量の総和
選択可能情報量	電話、郵便等のパーソナルメディアでは発信情報量に等しい		
	全国の設置受信機で選択可能な全放送番組の情報量の総和	印刷・プレスされて出回った書籍・CD・ビデオソフトの全情報量	対話の聞き手に向けて話された情報量の総和、各地の映画館・劇場の各座席に向けて1年間に上映・上演された映画・演劇の情報量の総和
消費可能情報量	電話、郵便等のパーソナルメディアでは発信情報量に等しい		
	全国の設置受信機で消費可能な全放送番組の情報量の総和	印刷・プレスされて出回った書籍・CD・ビデオソフトの全情報量	対話の聞き手に向けて話された情報量の総和、各地の映画館・劇場の各座席に向けて1年間に上映・上演された映画・演劇の情報量の総和
消費情報量	電話の受信者、テレビ放送の視聴者等情報の消費者が実際に接した情報の総量	各人が書籍・CD・ビデオソフトを読んだり視聴して接した情報の総量	対話の聞き手、映画館・劇場の入場者がそこで見聞きした情報の総量

情報形態の計量単位からワードへの換算比価

情報流通センサスは、各メディアによる情報流通を共通の尺度で計量することで、情報流通量全体に対する定量的把握を可能としている。実際の計量においては、文字や動画等の様々な情報形態の情報量を、各メディアに共通な尺度として日本語1語（文節相当）を基礎とする「ワード」に換算している。

メディアによりその情報量は量的にも差異があるため、実測・実験等を基に、詳細な区分に対して換算比価（換算値）を取り決めた。換算比価は以下のとおりである。これらの換算比価を各情報形態の計測単位に乗ずることで「ワード」への換算が可能となる。

なお、1ワード＝約55.3ビットとして換算している。

情報形態		計測単位	換算比価		
記号情報	書き言葉	かな文	字	0.220	
		漢字かな文	字	0.300	
	話し言葉		分	71	
	音楽		分	120	
パターン情報	静止画	白黒	枚	80	
		カラー	枚	120	
	動画	カラー	直視	分	1,200
			T V	分	672
			HDTV	分	1,032
			映画	分	1,032

資料2-5-3 情報流通量の推移

計測量	単位	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12
原発情報量	ワード	6.58 × 10 ¹⁵	7.12 × 10 ¹⁵	7.88 × 10 ¹⁵	1.02 × 10 ¹⁶	1.43 × 10 ¹⁶	1.79 × 10 ¹⁶	2.16 × 10 ¹⁶	4.14 × 10 ¹⁶	5.69 × 10 ¹⁶
	ビット	3.51 × 10 ¹⁷	3.79 × 10 ¹⁷	4.20 × 10 ¹⁷	5.46 × 10 ¹⁷	7.60 × 10 ¹⁷	9.52 × 10 ¹⁷	1.15 × 10 ¹⁸	2.21 × 10 ¹⁸	3.03 × 10 ¹⁸
発信情報量	ワード	9.46 × 10 ¹⁵	1.00 × 10 ¹⁶	1.08 × 10 ¹⁶	1.33 × 10 ¹⁶	1.74 × 10 ¹⁶	2.11 × 10 ¹⁶	2.49 × 10 ¹⁶	4.47 × 10 ¹⁶	6.03 × 10 ¹⁶
	ビット	5.04 × 10 ¹⁷	5.33 × 10 ¹⁷	5.75 × 10 ¹⁷	7.07 × 10 ¹⁷	9.30 × 10 ¹⁷	1.13 × 10 ¹⁸	1.33 × 10 ¹⁸	2.38 × 10 ¹⁸	3.22 × 10 ¹⁸
選択可能情報量	ワード	3.31 × 10 ¹⁷	3.50 × 10 ¹⁷	3.66 × 10 ¹⁷	3.94 × 10 ¹⁷	4.19 × 10 ¹⁷	5.05 × 10 ¹⁷	5.69 × 10 ¹⁷	6.52 × 10 ¹⁷	7.27 × 10 ¹⁷
	ビット	1.76 × 10 ¹⁹	1.87 × 10 ¹⁹	1.95 × 10 ¹⁹	2.10 × 10 ¹⁹	2.23 × 10 ¹⁹	2.69 × 10 ¹⁹	3.03 × 10 ¹⁹	3.48 × 10 ¹⁹	3.87 × 10 ¹⁹
消費可能情報量	ワード	6.99 × 10 ¹⁶	7.25 × 10 ¹⁶	7.38 × 10 ¹⁶	7.93 × 10 ¹⁶	8.62 × 10 ¹⁶	9.14 × 10 ¹⁶	9.83 × 10 ¹⁶	1.20 × 10 ¹⁷	1.36 × 10 ¹⁷
	ビット	3.73 × 10 ¹⁸	3.86 × 10 ¹⁸	3.93 × 10 ¹⁸	4.23 × 10 ¹⁸	4.59 × 10 ¹⁸	4.87 × 10 ¹⁸	5.24 × 10 ¹⁸	6.37 × 10 ¹⁸	7.27 × 10 ¹⁸
消費情報量	ワード	1.85 × 10 ¹⁶	1.93 × 10 ¹⁶	2.01 × 10 ¹⁶	2.32 × 10 ¹⁶	2.71 × 10 ¹⁶	3.09 × 10 ¹⁶	3.51 × 10 ¹⁶	5.51 × 10 ¹⁶	7.13 × 10 ¹⁶
	ビット	9.88 × 10 ¹⁷	1.03 × 10 ¹⁸	1.07 × 10 ¹⁸	1.24 × 10 ¹⁸	1.44 × 10 ¹⁸	1.65 × 10 ¹⁸	1.87 × 10 ¹⁸	2.94 × 10 ¹⁸	3.80 × 10 ¹⁸

計測量	単位	13	14	平均増加率 (H14/H4)	平均増加率 (H14/H9)
原発情報量	ワード	7.58 × 10 ¹⁶	8.03 × 10 ¹⁶	28.4%	35.1%
	ビット	4.04 × 10 ¹⁸ (33.2%)	4.28 × 10 ¹⁸ (6.0%)		
発信情報量	ワード	7.92 × 10 ¹⁶	8.37 × 10 ¹⁶	24.4%	31.7%
	ビット	4.22 × 10 ¹⁸ (31.3%)	4.46 × 10 ¹⁸ (5.7%)		
選択可能情報量	ワード	8.03 × 10 ¹⁷	8.78 × 10 ¹⁷	10.2%	11.7%
	ビット	4.28 × 10 ¹⁹ (10.5%)	4.68 × 10 ¹⁹ (9.3%)		
消費可能情報量	ワード	1.50 × 10 ¹⁷	1.61 × 10 ¹⁷	8.7%	12.0%
	ビット	7.98 × 10 ¹⁸ (9.8%)	8.60 × 10 ¹⁸ (7.8%)		
消費情報量	ワード	9.06 × 10 ¹⁶	9.54 × 10 ¹⁶	17.8%	25.3%
	ビット	4.83 × 10 ¹⁸ (27.0%)	5.09 × 10 ¹⁸ (5.3%)		

- 表中段の値はビット換算した情報流通量。情報流通センサでは日本語文章(漢字かな混じり文)の1文字を0.3ワードとしており、また、電子計算機上での日本語1文字は16ビットであることから、1ワード=53.3ビットとしてビット換算した
- 表下段の()内は対前年度増加率

資料2-9-1 主要国の情報化指標

	日本	米国	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
人口100人当たり固定電話回線数 ¹	55.8	65.9	59.5	65.0	56.9	48.9
人口100人当たり携帯電話契約数 ¹	63.6	48.8	84.5	71.7	64.7	68.0
人口100人当たりのパソコン数 ¹	38.2	62.5	36.6	43.5	34.7	55.6
インターネット人口普及率(%) ¹	44.9	53.8	40.6	42.4	31.4	55.2
ブロードバンド契約数(万) ¹	939.7	1,988.2	137.0	324.0	145.6	1,012.8
携帯電話のインターネット対応率(%) ²	89.5	12.1	9.3	8.5	12.5	87.0
ケーブルテレビ世帯普及率(%) ¹	48.6	68.9	14.2	56.8	14.7	45.5
衛星放送世帯普及率(%) ¹	24.1	16.8	28.8	37.6	11.9	-

- ITU「World Telecommunication Indicators 2003」(2002)により作成
(「インターネット」はパソコンを利用して行うインターネットを示す。)
- 「3G Mobile」により作成(2003年9月末)
- 国によって調査時期・定義が異なる場合があり、厳密な比較はできない

資料2-9-2 主要国の規制制度・事業者の概要

【電気通信分野】

国名	米国	イギリス	フランス	ドイツ	EU
主な規制・振興機関	連邦：商務省電気通信情報庁 (NTIA) 連邦通信委員会 (FCC) 州：公益事業委員会	貿易産業省 (DTI) 情報通信庁 (OFCOM)	経済財政産業省 (MINEFI) 電気通信規制機関 (ART) 周波数庁 (ANFR)	連邦経済・労働省 (BMWA) 電気通信郵便規制庁 (RegTP)	EU委員会 (競争総局、情報社会総局)
主な規制・振興法等	1934年通信法 1996年電気通信法 各州法	1998年無線電信法 2003年情報通信法	1996年電気通信法	1996年電気通信法	EU指令等
主な事業者 2004年3月現在)	固定 (長距離)：AT&T、MCI、スプリント (地域)：ベライゾン、SBC、ベルサウス、クエスト 携帯電話：ベライゾンワイヤレス、シンギュラーワイヤレス、AT&Tワイヤレス、スプリントPCS等	固定：プリティッシュテレコム、キングストン、ケーブル&ワイヤレス等 携帯電話：ボーダフォン、オレンジ、O2UK、T-モバイルUK (4社)	固定：フランステレコム、セージェテル等 携帯電話：オレンジ、SFR、ブイグテレコム (3社)	固定：ドイツテレコム、アルコア等 携帯電話：T-モバイル、ボーダフォンD2、Eプルス、O2ドイツ等	
2003年1月、2004年3月の主な政策動向	2003.2 FCC、アンバンドル規制の見直しを決定 2003.5 FCC、広範な無線通信サービスに周波数リース制度を導入するなどの内容を含む「報告及び命令」及び「規則制定告示」を採択 2003.8 FCC、アンバンドル規制見直しに関する新規則を公表 2003.10 連邦控訴裁判所、ケーブルモデムによるブロードバンドアクセスサービスについて、電気通信事業者と同様のアクセス開放等の義務を求める判断 2003.11 移動体通信事業者間及び移動体通信・固定電話事業者間の番号ポータビリティを導入	2003.7 EUの新たな規制枠組みを受けた2003年通信法が成立 2003.12 既存の5つの規制機関が統合し、OFCOM設立	2003.6 移動体通信における番号ポータビリティを導入 2003.7 EUの新たな規制枠組みを受けた「電子通信・視聴覚サービス草案」が法案として閣議で承認	2003.12 EU指令を受けた電気通信法改正案の審議を開始 2003.12 政府、「2006年ドイツにおける情報化社会行動プログラム」を発表	2003.1 欧州委員会、フランス政府のフランステレコムへの救済がEU競争法の禁じる政府補助か否か調査開始 2003.2 欧州委員会、事前規制が必要な18分野の勧告を公表 2003.10 欧州委員会、整備の遅れているドイツ、フランス等8か国に対して、違背手続開始 (スペインに関してはその後違背手続を終了)

【放送分野】

国名	米国	イギリス	フランス	ドイツ	EU
主な規制・振興機関	連邦：商務省電気通信情報庁（NTIA） 連邦通信委員会（FCC） 州：公益事業委員会	文化・メディア・スポーツ省（DCMS） 情報通信庁（OFCOM）	首相府メディア開発局（DDM） 視聴覚高等評議会（CSA）	連邦：連邦経済・労働省（BMWA） 電気通信郵便規制庁（RegTP） 州：メディア庁（LfK等） 放送に関する規律は基本的に州の管轄。BMWA、RegTPは基本的に電波監理を担当	EU委員会 （競争総局、教育文化総局、情報社会総局）
主な規制振興法等	1934年通信法 1996年電気通信法 1998年衛星家庭視聴向上法 各州法	1990年放送法 1996年放送法 2003年通信法 BBCに対する規律は特許状及び協定書による	視聴覚コミュニケーションの自由に関する1986年法 89年、94年、2000年に改正	州メディア（放送）法、放送に関する州間協定等	国境のないテレビ指令 電気通信規制パッケージ
主な事業者（2004年3月現在）	商業放送：ABC、CBS、NBC、FOX等 衛星放送：エコスター、ディレクTV等 CATV：コムキャスト、タイムワナー、チャーター等	公共放送：英国放送協会（BBC） 商業放送：チャンネル3、ファイブ、グラナダ・カールトン等 衛星放送：BSkyB等 CATV：NTL、テレウェスト等	公共放送：フランステレビジョン（F2、F3、F5の持株会社）等 商業放送：TF1、M6、カナールピュス等 衛星放送：カナルサテリット等 CATV：Noos、フランステレコムカーブル等	公共放送：ドイツ公共放送連盟（ARD）、第2ドイツテレビジョン協会（ZDF）等 商業放送：RTL、Sat1、ProSieben等 衛星放送：プレミアワールド CATV：ドイツテレコム等	
2003年1月～2004年3月の主な政策動向	2003.6 FCC、メディア所有に関する新規則を採択 2003.11 FCC、2005年7月までに新しいテレビにコピー防止機能の内蔵を義務付ける規則を制定	2003.7 放送サービスへの規制の見直しを図った2003年通信法が成立 2003.12 既存の5つの規制機関が統合し、OFCOM設立	2003.12 CSA、2004年12月から2005年3月までの間に地上デジタル放送のサービス開始を発表		2003.1 欧州委員会、「国境のないテレビ指令」の実施状況に関する第4次報告書及び指令の見直しを視野に入れた2003年の作業プログラムを採択

資料3-1-1 総務省情報通信関係立法一覧（第156回～159回国会）

国会	法律名	公布日	施行日	概要
第156回国会 （常会）	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	H15.5.30	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	国の行政機関における個人情報の適正な取扱いのため、保有制限や本人の開示請求制度、罰則等の制度を定めた法律
	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	H15.5.30	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いのため、保有制限や本人の開示請求制度、罰則等の制度を定めた法律
	情報公開・個人情報保護審査会設置法	H15.5.30	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めた法律
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	H15.5.30	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、府省設置法の改正、登記・刑事訴訟・特許等情報の適用除外等を定めた法律
	電波法の一部を改正する法律	H15.6.6	公布の日から起算して9月を超えない範囲内政令で定める日（ただし、附則第1条第1項は公布の日、同条第2項は公布の日から起算して3月を超えない範囲で政令で定める日）	電波行政事務における無線局免許人の受益と負担の公平性を確保するため、放送事業者の電波利用額を改定。また民間能力の一層の活用を図るため、指定証明機関制度及び認定点検事業者制度を登録制度へ移行
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律	H15.7.24	・附則第2条及び附則第17条から附則第19条までの規定：公布の日より施行 ・第3条中日本電信電話株式会社等に関する法律附則に1条を加える改正規定及び附則第16条の規定：公布の日から起算して3月を超えない範囲内政令で定める日	「インターネットの時代」への急速な変化に対応し、電気通信事業者の多様な事業展開を促す等の観点から、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止し、端末機器の技術基準適合性を自ら確認する制度を新設。また電話の役務のあまなく日本全国における適正、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するため、NTT東西の特定の接続料を均一化	
第157回国会 （臨時会）	該当なし			
第158回国会 （特別会）	該当なし			
第159回国会 （常会）	電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律	H15.5.19	一部を除き公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日	電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行う等所要の改正

- 1 第156回国会：平成15年1月20日～7月28日 190日間
- 2 第157回国会：平成15年9月26日～10月10日 15日間
- 3 第158回国会：平成15年11月19日～11月27日 9日間
- 4 第159回国会：平成16年1月19日～

資料3-1-2 平成16年度予算におけるIT重要施策

(単位：百万円)

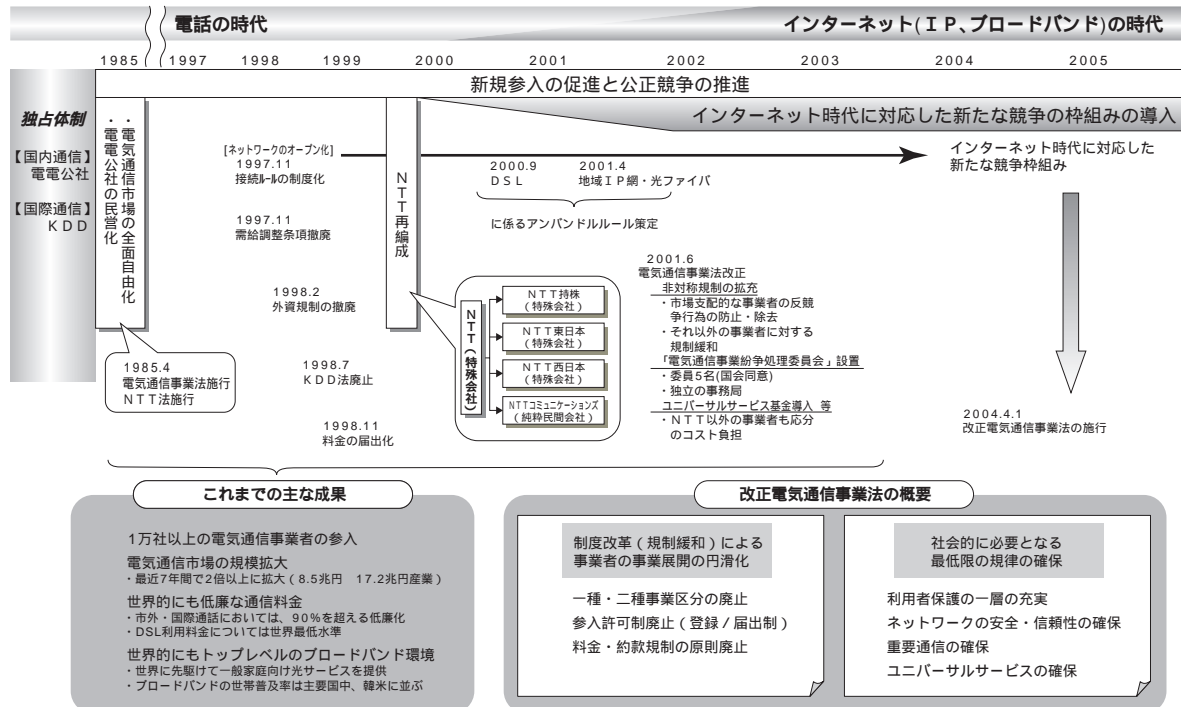
事 項	平成15年度予算額	平成16年度予算額
(1) ユビキタスネットワーク社会の実現	7,171	11,499
ユビキタスネットワーク技術の研究開発の推進	2,498	3,105
電子タグの高度活用技術に関する研究開発の推進	0	699
最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築	0	3,800
IPv6化の推進等インターネットの高度化	4,673	3,896
・インターネットのIPv6への移行の推進	2,003	1,753
・情報家電のIPv6化に関する総合的な研究	2,670	2,143
(2) 放送のデジタル化の推進	23,618	25,167
デジタル放送の普及促進		
・21世紀デジタル放送社会に向けた総合的な環境整備の推進	410	1,252
デジタル放送技術の高度化		
・放送のデジタル化に対応した高度放送システムの研究開発	1,509	1,419
地方公共団体における地上デジタル放送の活用の推進		
・地上デジタル放送を活用した行政サービス提供に関する調査研究	91	383
新世代地域ケーブルテレビ施設の整備	2,107	1,894
地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策	19,500	20,220
(3) コンテンツの流通促進	2,318	2,505
Web情報のアーカイブ化等		
・Web情報のアーカイブ化の促進	0	255
コンテンツ流通関連技術の整備普及	2,318	2,250
・ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進	1,849	956
・アーカイブコンテンツのネットワークの利活用の促進	99	297
・「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度の創設の推進	0	40
・モバイルフィルタリング技術研究開発	0	58
・特定電子メール送信の適正化に関する調査研究	140	139
・高度映像関連技術の研究開発	230	760
(4) セキュリティ戦略の総合的推進	3,047	4,096
セキュリティ人材の育成		
・情報セキュリティ人材育成センター開設支援	0	240
セキュリティ技術基盤の形成	3,047	3,856
・高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発	0	1,040
・ネットワークセキュリティ基盤技術の研究開発	2,597	2,472
・コンピュータウイルス等に関する研究基盤の構築	180	178
・タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発	270	166
(5) ワイヤレスブロードバンド環境の構築	2,119	2,516
次世代ワイヤレスシステムの開発	2,119	2,290
・第4世代移動通信システム実現のための研究開発	900	950
・ITS実現のための情報通信技術の研究開発	819	560
・ITS利活用推進のための調査開発	0	100
・超高速無線LANの研究開発	0	430
・次世代無線アクセスシステムの研究開発	400	240
・モバイル環境におけるIP電話利用の高度化のための調査研究	0	10
電波の迅速な再配分の円滑な実施	0	226
(6) 国際的取組の強化	5,581	6,909
・アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発	540	500
・国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験	1,200	757
・インターネットのIPv6への移行の推進【再掲】	2,003	1,753
・準天頂衛星システムの研究開発	1,497	2,539
・IT政策・制度支援ネットワークの構築	11	11
・通信・放送分野における国際協力政策対話の推進	4	4
・海外通信関係技術協力の推進	63	57
・アジア・太平洋諸国との電気通信技術研究者交流	25	24
・海外地方自治体職員地域情報化研修	8	7
・アジア太平洋IT研究者・技術者育成支援	61	55
・アジア・太平洋電気通信網高度化のための協力	110	99
・インターネットのトラフィック・データ整備に関する調査研究	20	26
・相互認証の円滑な実施を図るための各国基準認証制度の調査	9	9
・国際的次世代情報通信網共同研究の推進	30	30
・高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発【再掲】	0	1,040
(7) 電子政府・電子自治体の推進	12,968	14,056
電子政府の推進	3,892	4,239
(ア) 国民の利便性・サービスの向上	76	391
(イ) 行政情報の電子的提供等	2,777	2,797
(ウ) IT化に対応した業務改革の推進	60	287
(エ) 業務・システムの最適化、安全性・信頼性の向上	6	93
(オ) インターネット利用申請・届出システムの開発	972	670
電子自治体の推進	9,076	9,817
(ア) 電子自治体構築の促進	0	1,303
(イ) 住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策の推進	19	19
(ウ) 地方選挙における電磁的記録式投票の導入支援	264	201
(エ) 政治資金・政党助成関係手続に係る受付審査等システムの整備	0	271
(オ) 地域公共ネットワークの全国整備	8,793	8,023
・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業【再掲】	2,107	1,894
・地域イントラネット基盤施設整備事業等	6,005	5,551
・地域インターネット導入促進基盤整備事業	238	212
・情報通信システム整備促進事業	443	366

(単位：百万円)

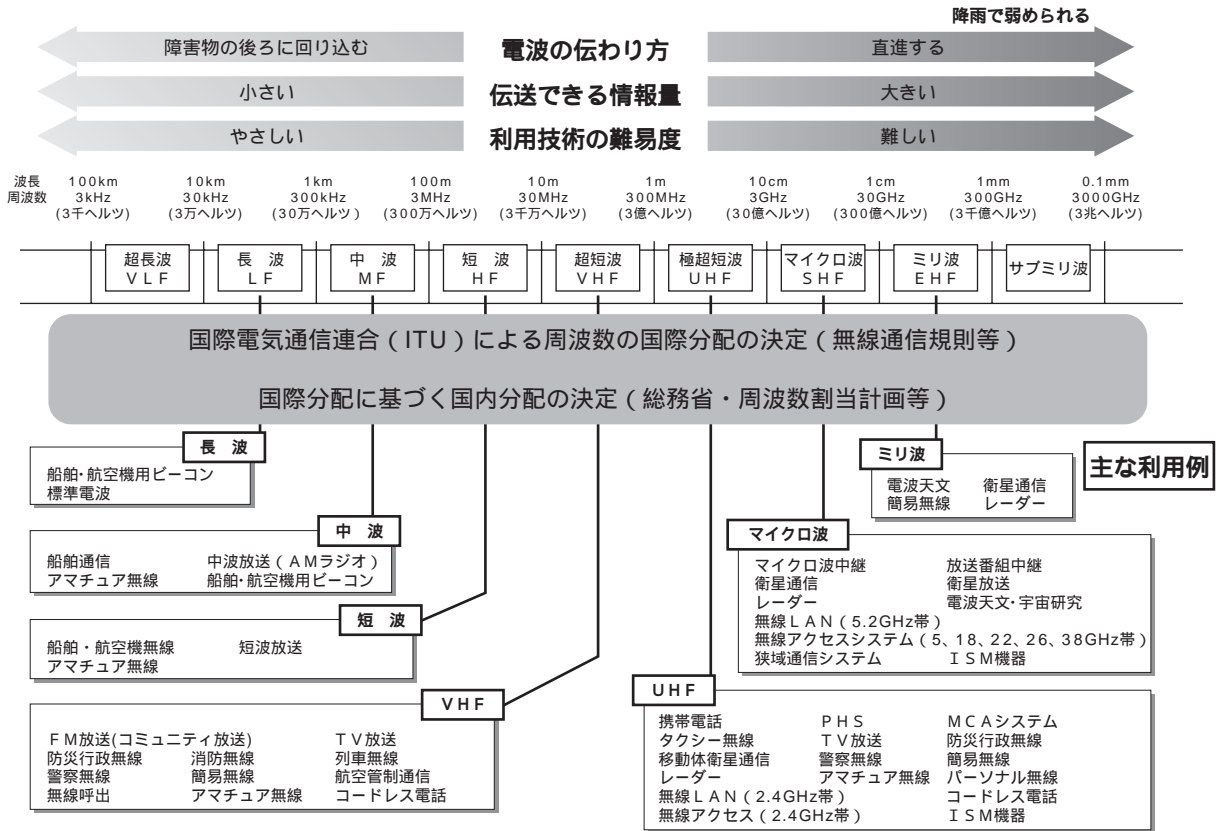
事項	平成15年度予算額	平成16年度予算額
(8) ITベンチャー創出、人材育成、宇宙通信高度化等	16,671	17,376
研究開発の推進	814	1,185
(ア) 光デバイス・ネットワーク技術の研究開発	284	455
・ナノ技術を活用した超高機能ネットワークの研究開発	0	135
・量子情報通信技術の研究開発	284	320
(イ) ネットワーク・ヒューマン・インターフェースの研究開発	530	730
宇宙通信・測位基盤の高度化推進	2,163	2,991
・準天頂衛星システムの研究開発【再掲】	1,497	2,539
・次世代GISの実現に向けた情報通信技術の研究開発	287	156
・グローバルマルチメディア移動体衛星通信技術の研究開発	380	296
ネットワークの整備推進	11,692	10,668
・地域情報交流基盤整備モデル事業	950	834
・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業【再掲】	2,107	1,894
・地域イントラネット基盤施設整備事業等【再掲】	6,005	5,551
・地域インターネット導入促進基盤整備事業【再掲】	238	212
・情報通信システム整備促進事業【再掲】	443	366
・移動通信用鉄塔施設整備事業	1,800	1,705
・民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業	149	106
ITベンチャーの創出	417	944
・情報通信分野のベンチャー企業支援	101	400
・情報通信ベンチャー支援センター	91	76
・先進技術開発助成(テレコムインキュベーション)	225	468
人材育成		
・情報通信人材研修事業支援制度	498	437
情報バリアフリー化の推進	1,086	1,151
・高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成	200	240
・字幕放送番組等の制作支援	601	754
・地域情報バリアフリー推進事業	0	30
・IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業	143	0
・マルチメディア街中にぎわい創出事業	143	127

注： を付した事項は平成16年度から独立行政法人情報通信研究機構の運営費交付金により実施する予定のもので、計数は参考値である。

資料3-2-1 電気通信事業分野における競争政策の推移



資料3-2-2 電波の使用現状



資料

資料3-4-1 情報通信分野における平成16年度税制改正の概要

項目	内容
ネットワークセキュリティ維持税制の創設	<p>地方税（固定資産税）</p> <p>対象者：法人又は個人事業者</p> <p>対象設備：ネットワークセキュリティ維持装置（対象の情報システムについて、情報通信ネットワークにおけるセキュリティ脅威から情報システムを防護するために必要な電気通信設備）。一装置250万円以上が対象</p> <p>特例内容：取得後5年度分の課税標準5/6</p> <p>適用期間：平成16年4月1日から平成18年3月31日（2年間）</p>
中小企業投資促進税制の延長	<p>国税（所得税、法人税）</p> <p>対象者：中小企業者等</p> <p>対象設備：ア 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械及び装置（リースの場合はリース料の総額が210万円以上）</p> <p>イ 1台又は1基、又は同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円以上の特定の器具及び備品（リースの場合はリース料の総額が160万円以上）</p> <p>【特定の器具及び備品】</p> <p>電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器</p> <p>特例内容：特別償却30%又は税額控除7%（リースの場合は、リース費用総額の60%について税額控除7%）</p> <p>適用期間：平成16年4月1日から平成18年3月31日（2年間）</p>
非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ	<p>国税（所得税）、地方税（個人住民税）</p> <p>対象者：個人</p> <p>対象株式：非上場株式</p> <p>特例内容：非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ（国税：20% 15%、地方税：6% 5%）</p> <p>適用期間：平成16年1月1日から</p>
エンジェル税制の拡充	<p>国税（所得税）、地方税（個人住民税）</p> <p>対象者：一定の要件を満たす個人</p> <p>対象株式：主に次の要件を満たす非上場・未登録の企業の発行する株式</p> <p>設立後10年未満の中小企業</p> <p>試験研究費等の売上比率が5%超（設立5年未満は3%超）</p> <p>外部からの投資を1/6以上取り入れていること</p> <p>資本金1億円以上の法人（その子会社等を含む。）が単独で1/2、又は複数で2/3以上株式を保有していないこと</p> <p>グリーンシート・エマージング銘柄の株式を発行する等一定の要件を満たす企業及び投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす企業については、上記の試験研究費要件及びの外部資本導入要件を免除</p> <p>特例内容：ア 上記対象株式を取得した場合、同一年分の他の株式譲渡益から当該対象株式の投資額を控除（所得税のみ対象）</p> <p>イ 上記対象株式の譲渡損失の3年間繰越</p> <p>ウ 上記対象株式を、</p> <p>上場等の日以後の譲渡については譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年以内に譲渡した場合</p> <p>上場等の日以前の譲渡については譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、M&A等により譲渡した場合は、譲渡益を2分の1に軽減</p> <p>適用期間：平成16年4月1日から</p>
その他	<p>(1) 電線類地中化税制〔国税（所得税、法人税）〕〔地方税（固定資産税）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・架空電線類の地中化：課税標準9/10【取得後5年度分】 ・2年間延長 <p>(2) 移動電話事業者に関する事業に係る事業所税の特例措置の延長〔地方税（事業所税）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る事業所税1/2 ・2年間延長 <p>(3) 大阪湾臨海地域開発整備法関連税制〔地方税（事業所税）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成施設の取得価額要件（2.5億円 3億円）、中核的民間施設の取得価額要件（12億円 13億円） ・2年間延長（資産割2/3） <p>(4) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律関連税制の延長〔地方税（事業所税）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画承認の適用期間（11年 13年） ・2年間延長（資産割2/3） <p>(5) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法関連税制の延長〔地方税（事業所税）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定電気通信基盤施設（資産割3/4（新設後3年間）） ・2年間延長

資料3-4-2 情報通信分野における平成16年度日本政策投資銀行等融資制度の概要

	大項目	中項目	小項目	細項目	対象事業	金利及び融資比率	備考
日本政策投資銀行	構造改革・経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	産業活力再生支援	1 産業活力再生支援	政策金利、50%	1
		知的基盤整備	新技術開発	新技術開発	1 基礎・応用研究に必要な研究施設整備事業	政策金利、50%	2
					2 新技術の企業化開発事業 3 新技術の企業化事業	政策金利、50% 政策金利、50%	
	地域再生支援	地域社会基盤整備	地域社会資本	民活法特定施設関連 地域情報化	1 民活法特定施設関連	政策金利、40%	4
					1 放送型CATVシステム整備事業 2 テレトピア指定地域内事業	政策金利、40% 政策金利、40%	
		地域経済振興	地域活力創造	地域産業集積活性化等	1 一極集中是正	政策金利、40%	
	環境対策・生活基盤	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	情報通信網整備・利用高度化促進	1 電気通信事業用通信システム整備事業 光ファイバ、マイクロウェーブ等（通信衛星を除く。）の回線設備を自ら設置して電気通信役務を提供するのに必要な設備の取得 電気通信役務を提供する事業に必要な設備の取得（、オンライン情報処理及び通信衛星を除く。）	政策金利、40% 政策金利、40%	5
					2 衛星通信・放送・管制施設の整備事業	政策金利、40%	
					3 高度道路交通システム(ITS) 実用化・普及促進事業	政策金利、30%	6
					4 放送デジタル化推進事業 地上デジタル放送施設・制作環境の整備事業 周波数移行のための施設の整備事業	政策金利、40% 政策金利、40%	
				1 情報セキュリティ等整備促進事業 情報通信セキュリティ人材育成促進事業	政策金利、40%	7	
				2 電子商取引関連情報処理・通信システム整備	政策金利、40%		
国際協力銀行		(一般投資)			1 電気通信分野の国際協調の推進 国際電気通信事業者の海底ケーブル敷設工事等海外事業の促進	60%	8
		(一般投資)			海外における電気通信インフラ整備事業の支援	60%	

- 産業活力再生特別措置法に基づく認定を受けた事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画、事業革新設備導入計画に基づくものについては、事業再構築特利
- 社会的意義、公共性の高い新技術開発は、新技術特利 を適用。第2期科学技術基本計画における重点分野については新技術特利 を適用(平成16年度末までに限る。)
- 新規事業の要件(新商品の生産、若しくは新たな役務を提供する事業あるいは生産コストの大幅な引き下げ・性能の著しい向上若しくは役務の価格の著しい低下・質の著しい向上等に資する製法、製品又は役務の提供方法に新規性が認められる事業)を満たすものは融資比率50%
- 伝送容量が450MHz未満の設備整備事業を除く。デジタル放送送信用伝送路設備及びセンター設備整備事業については、平成23年度末までに限り政策金利
- 長期資金の調達力の特に高い企業については20%
- 平成23年度末までに限る
- 平成17年度末までに限る
- 金利は、金利情勢や投資事業の内容及び融資期間等により異なる
- _____ は、平成16年度要求において新規・拡充(金利の継続)が認められたもの
- 沖縄県においては、日本政策投資銀行と同様の融資制度が沖縄振興開発金融公庫によって行われる
- 沖縄振興開発金融公庫の貸付に係る融資比率は、所要資金の70%

資料3-4-3 情報通信分野における平成16年度無利子・低利融資制度の概要

項 目	対象地域	対象資金	融 資 比 率 等		融資条件																
テレトピア指定地域内事業 ・地域通信システム施設整備事業 (地域総合デジタル通信施設整備事業を含む。) ・情報処理型及び放送型有線テレビジョン施設整備事業 ・地域共同利用無線ネットワーク施設整備事業 (コミュニティ放送施設整備を含む。) ・放送番組普及センター施設整備事業 (放送番組素材利用促進事業及び受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を含む。) 電気通信基盤充実事業 ・高度通信施設整備事業 ・高度有線テレビジョン放送施設整備事業	テレトピア指定地域内に限る	直接工事費 ただし、土地取得費及び運営費等は除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>融資比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏整備法による既成市街地</td> <td>25%以内</td> </tr> <tr> <td>近畿圏整備法による既成都市区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名古屋市の旧市街地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首都圏整備法による近郊整備地帯</td> <td>37.5%以内</td> </tr> <tr> <td>近畿圏整備法による近郊整備区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部圏開発整備法による都市整備区域 (名古屋市の旧市街地を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>50%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	融資比率	首都圏整備法による既成市街地	25%以内	近畿圏整備法による既成都市区域		名古屋市の旧市街地		首都圏整備法による近郊整備地帯	37.5%以内	近畿圏整備法による近郊整備区域		中部圏開発整備法による都市整備区域 (名古屋市の旧市街地を除く。)		その他の地域	50%以内	[融資期間] 15年以内 [据置期間] 3年以内 [返済方法] 据置期間後元本均等分割返済 [低利融資の適用金利] 既存融資制度の3/4 ただし財政融資資金貸付金利が下限
区 分	融資比率																				
首都圏整備法による既成市街地	25%以内																				
近畿圏整備法による既成都市区域																					
名古屋市の旧市街地																					
首都圏整備法による近郊整備地帯	37.5%以内																				
近畿圏整備法による近郊整備区域																					
中部圏開発整備法による都市整備区域 (名古屋市の旧市街地を除く。)																					
その他の地域	50%以内																				
高度テレビジョン放送施設整備事業	特に限定はない (ただし、関東及び近畿広域局の放送事業者を除く。)		[一体的に整備される事業の要件] 当該施設の整備が本体施設の整備に係る計画の中に位置付けられていること 当該施設の機能が本体施設と密接に関連し、両者が空間的一体性を有すること 当該施設の整備費が本体施設の整備費のおおむね70%以下(同一建物内はおおむね100%以下)の規模であること 当該施設が本体施設と同一の事業者により整備されること																		
大阪湾臨海地域中核的施設整備事業	ベイエリア法同意整備計画に係る大阪湾臨海地域の開発地区に限る																				
多極法の振興拠点地域における中核的施設整備事業 多極法の業務核都市における中核的施設整備事業	多極法の同意基本構想に係る拠点地域、業務核都市に限る																				

総務省(テレコム関係)は、民活法施設、政令施設のうち、所管する施設に限る